明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十一年四月二十八日

○第五十一回国会 参議院会議録第二十五号

昭和四十一年四月二十八日（木曜日）
午前十時十九分開議

○議事日程　第二十七号
昭和四十一年四月二十八日
午前十時開議
第一　緊急質問の件
第二　野菜生産出荷安定法案（趣旨説明）
第三　計量法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第八　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　農業信用基金協会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一三　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一四　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○本日の会議に付した案件

一、日程第一　緊急質問の件
一、日程第二　野菜生産出荷安定法案（趣旨説明）
一、日程第三　計量法の一部を改正する法律案（内閣提出）
一、日程第四　金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第五　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第六　昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第七　道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案（内閣提出）
一、日程第八　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第九　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第一〇　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第一一　農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第一二　農業信用基金協会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第一三　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、日程第一四　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○副議長（河野謙三君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　青田源太郎君
地方行政委員　郡　祐一君
同　北條　雋八君
同　市川　房枝君
外務委員　田村　賢作君
文教委員　林　塩君
農林水産委員　上原　正吉君
同　八田　一朗君
同　二宮　文造君
商工委員　小柳　牧衛君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　八田　一朗君
地方行政委員　小柳　牧衛君
同　二宮　文造君
同　林　塩君
外務委員　上原　正吉君
文教委員　市川　房枝君
農林水産委員　田村　賢作君
同　青田源太郎君
同　北條　雋八君
商工委員　郡　祐一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員　浅井　亨君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員　小平　芳平君
産業公害対策特別委員　浅井　亨君

同日産業公害対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事　黒木　利克君（大谷藤之助君の補欠）
理事　柳田桃太郎君（植木光教君の補欠）

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を建設委員会に付託した。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

防衛施設周辺の整備等に関する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

労働組合法の一部を改正する法律案
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

労働組合法の一部を改正する法律
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律
外務省設置法の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律

去る二十三日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案（鈴木力君外一名発議）

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

大蔵委員会に付託

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

逓信委員会に付託

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和三十九年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

去る二十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

都道府県合併特例法案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案（鈴木力君外一名発議）

一昨二十六日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

地方行政委員会に付託

商法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

地方公営企業法の一部を改正する法律案（安井吉典君外九名提出）

地方公営企業財政再建促進特別措置法案（安井吉典君外九名提出）

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（安井吉典君外九名提出）

昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員　森中　守義君

商工委員　永岡　光治君

逓信委員　鈴木　強君

同　野上　元君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員　鈴木　強君

商工委員　野上　元君

逓信委員　森中　守義君

同　永岡　光治君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員　松平　勇雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

石炭対策特別委員　徳永　正利君

同日通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事　光村　甚助君（野上元君の補欠）

同日委員長から左の報告書が提出された。

計量法の一部を改正する法律案可決報告書

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案可決報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案可決報告書

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案可決報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案修正議決報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案可決報告書

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、去る二十五日付をもつて通産産業省貿易振興局長高島節男君は同重工業局長に、同重工業局長川出千速君は特許庁長官に、通商産業省繊維局長乙竹虔三君は同繊維雑貨局長に、同公益事業局長熊谷典文君は同企業局長に、中小企業庁長官山本重信君は通商産業事務次官に、中小企業庁次長影山衛司君は同長官にそれぞれ任命され、また同日付をもつて通商農業省通商局長渡辺彌榮司君、同企業局長島田喜仁君、同軽工業局長伊藤三郎君、特許庁長官倉八正君はそれぞれ退職となり、大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎君は一昨二十六日付をもつて同事務代理を免ぜられたので、政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省国際金融局長　鈴木　秀雄君

通商産業省通商局長　山崎　隆造君

通商産業省貿易振興局長　今村　昇君

通商産業省企業局長　熊谷　典文君

通商産業省重工業局長　高島　節男君

通商産業省化学工業局長　吉光　久君

通商産業省繊維雑貨局長　乙竹　虔三君

通商産業省公益事業局長　安達　次郎君

特許庁長官　川出　千速君

中小企業庁長官　影山　衛司君

中小企業庁次長　金井多喜男君

○副議長（河野謙三君）　これより本日の会議を開きます。

日程第一、緊急質問の件。

椿繁夫君から、ベトナム問題に関する緊急質問が提出されております。椿君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河野謙三君）　御異議ないと認めます。発言を許します。椿繁夫君。

〔椿繁夫君登壇、拍手〕

○椿繁夫君　私は、日本社会党を代表して、変転するベトナム情勢について、政府の所信をただしたいと思います。

南ベトナムの政情は激動を続けており、平和の回復と民族自決の政治を要求して、サイゴン政権存立の基礎をゆるがしているベトナム民衆の運動は、アメリカ及びそのかいらいであるグエン・カオ・キ政権が、ベトナム民衆の心をとらえる戦いにおいて、すでに完全な敗北を喫したことを、全世界に告げるものであります。アメリカは、この政治的敗北の冷厳なる現実を、もっぱら軍事面の拡大によって取りつくろおうというつもりでありましょう。北爆にB52爆撃機を参加せしめ、また、爆撃目標も、ハノイ及びハイフォンの中枢部に日一日と接近しております。私が、日本社会党

を代表して、本日ここに、ベトナム戦争に関して政府に緊急質問を行なわんとするのは、事態が、アジアの一員として、日本の真に座視すべからざる様相を帯びてきたと信ずるからであります。

総理は、昨年四月二十一日、本院における わが党の羽生三七君の緊急質問に対して、「ベトナム問題は日本国民をあげてのたいへんな大関心事でございます。一日も早くこの問題が解決するように努力するのは、政府の当然の責任だと、私かよう に心得ております」とお答えになりました。また、去る二月二日、本院における代表質問の中で、私が、アメリカに対して北爆の再停止を要求する決意ありやとお尋ねしたのに対して、総理は、北爆の再開はまことに遺憾に存ずると述べられ、さらに、北爆の停止要求は、安保理事会の状況いかんでは当然考えてもいいと、答弁されたのであります。政府の当然の責任だと総理みずからお認めになった平和的解決への、いかなる努力を、その後、日本政府は、したでありましょうか。総理は、横山特使を世界旅行に出しました。各国政府の態度打診ということでありますなら、出先大使の日常の活動をもって足りるはずであり、また、それでなければ在外公館の存在意義もありますまい。横山特使は、カイロで、同地に駐在するハノイの代表に接触することを試み、拒否された由であります。拒否の理由は、日本がアメリカの立場を支持し、その戦争努力に協力しているからだという報道がカイロより伝えられました。世間では、横山特使の海外派遣は、佐藤内閣もベトナム和平に努力しているのだということを、国民に印象づけるための単なるゼスチュアであって、同特使が羽田を出発したとき、すでにその任務は終わったも当然だと、言われているぐらいであります。また、椎名外相は、一月にモスクワを訪問の際、ベトナム和平についてソ連政府首脳の努力を働きかけたところ、ソ連側は、働きかける相手を間違ったのではないかと、皮肉な応待ぶりだったと伝えられております。その後、二月十七日に日本政府に伝達されたソ連政府の覚え書きは、「日本がベトナムの平和実現を望むならば、米軍に後方基地としての利用をさせないよう措置を講ずべきである」と述べ、その写しが、二月二十一日、ソ連の国連大使によって国連加盟国の代表に配付されております。モスクワ経由ハノイへの働きかけという、佐藤内閣のまことに身がってな思惑も、かくて一場の夢に終わったのであります。一体、政府は、過去一年間、あるいは昨年暮れの北爆停止とその後の再開以後、アジアに重きをなすべき国として、ベトナム和平の促進にいかなる措置をとったのでありますか。横山特使に対して、いかなる訓令を与え、また、その旅行の成果は何だったのでありますか。さらに、現在及びこれから、総理は、何をなさろうというのでありますか、これが私の質問の第一であります。

最近、アメリカのマンスフィールド上院議員は、アメリカ、中国、北ベトナム、及び、ベトナム平和に不可欠な南ベトナム内の分子、これは民族解放戦線やサイゴン政府の両方をさすものと理解されておりますが、これら当事者間の直接の話し合いを、日本、ビルマあるいはアジアの他の場所で開くことを提唱いたしました。この提案は、その後、間もなく、アメリカの新たな平和ベテンであるとして、北京及びハノイの拒否に出会ったのでありますが、にもかかわらず、私は、マンスフィールド議員の発言は、アメリカ国内に次第に高まりつつあるベトナム政策再検討の世論の深刻なる一反映として、注目に値するものがあると思うのであります。フルブライト外交委員長、ロバート・ケネディ氏など、社会的信用と名声ある多数の著名人を含む、ますます多くのアメリカ市民が、当の南ベトナム民衆から感謝されず、歓迎されず、その福祉の向上にもついに資することがなかったアメリカ政府のベトナム介入に、強烈なる批判を展開しつつあることは、事態を冷静に直視するすべての者にとって、まことに当然の勢いだといわなければなりません。

南ベトナムの政局は、八月十五日に総選挙を行ない、その後、民政移管ということをキ政権が約束して、当面収拾されたかっこうになっておりますが、アメリカの新聞などには、アメリカでも南北戦争の最中に選挙ができるだろうかと、八月以後の南ベトナムの政治情勢に深刻な懐疑を表明する意見が多数あらわれている由であります。サイゴン駐在のロッジ大使自身、四月二十二日、アメリカで放送されたテレビ会見において、公正な選挙が行なわれることに疑問を表明いたしております。南ベトナムの政情は、まさに一つの革命の過程であります。民族主義感情の正当な表現がアメリカのかいらいを排除し始めたのであります。総理は、南ベトナムにおける政情混乱の底流を、どのように評価し、見通しておられますか、その意味するところは何であると考えておるのでありますか、アメリカの政治的敗北は、すでにおおいがたいものがあるとお考えになりませんか。これが総理にお尋ねしなければならない第二の点であります。

私は、日本が、アジアにおける平和の回復に真実の貢献をなし、アジア諸国、ひいては世界に、平和を切望する国として、将来長きにわたる尊敬と信頼をかち得るためには、まず、日本自身がベトナム和平に寄与するにふさわしい行動をもって、平和への熱烈な意思を全当事者に実証することが先決だと思うのであります。一昨日、ワシントン電報として報ぜられるところによりますると、アメリカ副大統領ハンフリー氏は、APの記者会見において、今年当初、日本訪問の際に総理と園僚に会った際、ベトナム問題を中心とするアジアの平和会議の開催について外相をモスクワに訪問させる、特使を世界の各地に派遣をする、こういうことを約束をしてくれておるから、インド大統領の言明とともに、アジアの平和について偉大なる期待を寄せておることを語っております。いまこそ私は、政府がアメリカに対し、外相のソ連の訪問も、横山大使の海外への派遣の結果も、御期待に沿うような結果にはならなかったと、率直に告げられるべき時期がきているのではないかと思います。そうして、期待されているように、わが国の自主独立の立場から、アジアの平和のために積極的なイニシアチブを発揮される時期が到来しているのではないかと考えます。そこで、最小限、次の三項目を実行することが、そうした前提条件として必要であると信じますが、その一つ一つについて総理のはっきりしたお考えを承りたい。これが私の質問の第三であります。

その第一は、アメリカ政府に対して、北爆の恒久的な停止を最も厳重に申し入れることであります。アメリカ自身にとっても、北爆は一体何の効果がありましたか。ハノイは、脅迫に屈してまで和を請う意思の毛頭ないことを、すでに行動において立証してきました。北からの補給を断つことによって南ベトナムにおける戦局の改善に資しましたか。一年前に解放戦線の支配下にあった所は、今日でも相変わらずそうではありませんか。サイゴンの政府と軍隊の士気を鼓舞し、彼らを共産主義との戦いに結束させたでしょうか。どこから見ても、北爆は愚劣であり、平和の探求に最も有害であります。ただ、アメリカが他国の主権を侵犯して顧みない国であることを全世界に印象づけるだけであります。総理は、いま、この場で、勇気を持って、アメリカの北爆を日本政府としては支持し得ざることを声明され、その恒久的停止なくしては、ベトナム和平への最初の第一歩を踏み出すことはできないことを、言明さるべきではありませんか。なぜならば、それによって初めて、日本は、ベトナム和平について語る最小限の資格を備えることができると信ずるからであります。二年前までアメリカの極東担当国務次官補をつとめていたビルズマン教授すら、昨年九月二十九日、上院の難民小委員会における証言で、「北爆は、ジュネーヴ協定侵犯であり、また第三国やアメリカの同盟国の間にも疑惑を生じさせることになった」と述べて、それが誤りであった

ことをはっきり指摘しているではありませんか。

第二は、南ベトナムにおける非人道的な焦土作戦の即時停止をアメリカ政府に強く勧告すべきであります。ナパーム弾、黄燐爆弾、各種毒ガスなどによって殺傷されるのは、南ベトナムの民衆そのものではありませんか。焼き尽くされるのは、彼らの家、彼らの畑ではありませんか。焦土作戦を支持しながら、それによって生じた難民に救済物資を贈ろうというのは、矛盾でなければ、まさに偽善であります。

日本学術会議は四月二十二日の総会において、アメリカ軍及び南ベトナム政府軍が、南ベトナム各地において殺草剤及び毒ガスを軍事目的のために使用していることを非難し、化学薬品が本来の目的に反して使われることを、すみやかにやめさせるために努力することを、内外の科学者に訴える提案を採択いたしました。南ベトナムで使用されている催涙ガスは、非致死性であるとはいえ、戦争における有毒ガスの使用禁止を定めた一九二五年のジュネーヴ議定書が明確にその使用を禁止しているところであります。アメリカはこの議定書をいまだ批准はいたしておりませんが、一九四三年、ルーズベルト大統領の宣言は、「敵が最初に使うことのない限り、いかなる場合にも、この種兵器、つまり毒ガス及び細菌兵器の使用に訴えることはしないと断言する」と、世界に向って公約しているのであります。ハノイが、あるいは解放戦線が、かかる兵器を使用したということを、今日なおわれわれは聞いておりません。アメリカは自国大統領の行なった誓約に違反していると思うのですが、総理の所見はいかがでありますか。総理は、日本学術会議の採択した訴えを、日本政府もこれに同感である旨を付言して、アメリカ政府に伝達するお考えはありませんか。

第三は、日本がハノイ及び北京あるいは平壌に対して、何ら敵意を有せず、彼らに対するアメリカの政策並びに行動に同調するものではないのだということを、具体的な行動を通じて明らかにすることであります。そのあかしは、たとえば人事の往来や貿易関係の増進に対する日本政府の積極的な措置によって、示すことができると思います。総理は、当面、ハノイ、平壌との間に、実務的な関係の樹立に努力するつもりはございませんか。あるいは、日中関係においては、最小限、非政府間の交流には、日本政府として、いかなる障害をも除去する用意はございませんか。アメリカが敵対しているアジアのこれら諸国に対して、日本がアメリカとは独立の自主的な政策を推し進めることが、日本がアジアの平和のために名誉ある役割りを果たす一つの重要な前提条件であると思います。

以上、私は、平和と人道への願いをこめて、総理のお考えを求めたのでありますが、もし総理が、私のあげました三項目に積極的な姿勢を示されるならば、ベトナム和平へ、わが国が真に貢献する道は、おのずから開かれるであろうことをかたく信じて疑いません。

以上をもって、私の緊急質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　お答えいたします。

ベトナム問題につきましては、かねてから政府の考え方を明確にいたしております。特にその後、変化と申しましても、基本的な変化はございません。したがいまして、在来の政府の考え方、ただいまそのとおりを守っておるつもりであります。ただいまお話になりましたように、政府自身が、平和の到来を心から願っておる、そういう立場でどんな努力をしたか、こういうのがまず第一のお尋ねであります。その中にもお話がありましたように、具体的には、椎名外務大臣が出かけた際のモスクワにおける会談、ただいま横山特使が各地を歴訪いたしまして、そうして、それぞれ各国の和平への注意の喚起をいたしておるわけであります。この問題はたいへんむずかしい問題でありまして、もうすでに相当長期にわたっておりますが、しかもなお、各国とも、たとえば国連におきましても、また、直接関係のある米ソ等におきましても、たいへんこの問題はむずかしい問題だと。多くの見方は、和平への努力はするが、ただいまは具体的な解決方法を見出すには時期尚早だ、こういうような感じを実は各国とも抱いているようであります。これは御承知のように、国連における会議におきましても、また、具体的な外交折衝等におきましても、この意見がしばしばあらわれておるのであります。しかし、私どもは、アジアに位置する国といたしまして、ベトナムになまなましい戦火がなお続いておる、これは、遠い国とはよほど事変わりまして、これは身近に私ども感じますだけに、一日も早くこれが停止されること、そうして話し合いに入ることを心から望んでおるわけであります。そういう意味の、いわゆる時期尚早だと、かように言われましても、私どもは、さらに積極的に――尚早だと言いましても、その妥結への空気をつくるべきではないかということで、あらゆる努力をしておるわけであります。ただいままで十分の効果があがらない、これは社会党の諸君が御指摘になりますとおり、私もまことに遺憾に思います。しかし、これは自民党だとか社会党だとかいう立場でなくて、全体がやはり一日も早くこの平和が到来するように、一そうの努力を続けるべきだと、かように思います。

アメリカ内におきましても、マンスフィールド、あるいはフルブライト、あるいはロバート・ケネディ等の意見も、わが国にも報道されております。これは重ねて私も申し上げません。しかし、最近アメリカから帰りました人の話を聞きましても、大統領の施策を支持しておるものは七〇％あると、かように言っております。アメリカ自身の考え方が、大統領の施策を七〇％の国民が支持しておる、こういうような事実をもっていたしましても、ジョンソン大統領も、動向につき十分の考え方をいたしておるものだと私は思います。

このことは、しばしば私どもが申し上げましたように、北爆がなぜ行なわれるのか、北からの浸透作戦がやむならば北爆は必ずやめる、かようにも申しております。南ベトナムにおける反政府運動、しかも、これは暴力的な、力による反政府運動が外部の支援を受けておるというところに、問題があると私は思います。

私は、かねてから申し上げておりますように、平和に徹する、その立場に立ちましては、各国ともが、お互いに独立を尊重し、内政に干渉しないことだ、これによって初めて平和がもたらされるのだ、かように私は考えておりますし、また、その考え方をあらゆる機会にはっきりしてまいっております。いずれの場合におきましても、武力による平和解決、これは日本国民の誓いと反するものでありまして、一日も早く、お互いに話し合いの場を求めて、その席上におきまして、十分意見を交換し、そうして戦火の終息に努力すべきだ、かように私は思います。したがいまして、私どもは、あらゆる機会に話し合いを呼びかけておる次第であります。（「何言っている」「何にもないじゃないか」と呼ぶ者あり）私は、社会党の諸君からいろいろのやじが出ておるようですが、話し合いということは賛成だろうと思います。まさか諸君も、話し合いは反対だと、こういうことなら、これは別でありますが、話し合いは賛成だと思います。

次に、お答えをいたしますが、この南ベトナムの政情変動について、いろいろお話がございました。南ベトナムにおいての最近の仏教徒その他の動き、これは、内戦を遂行しながら、同時に、かような余裕がはたしてあるのか、こういうことで、一部からは、いろいろ不安を持ち、疑惑を持ったわけであります。しかしながら、話し合いにより民政移管への基本的方針が確立された、かように報道しておりますし、確かに仏教徒その他とキ政権との話し合いは、民政移管への具体的な方針をきめたということであります。私は、南ベトナムにおいて、この種の本格的な政治的活動が

実を結び、成果をあげることを、心から期待いたしておりますので、今日、民政移管への話し合いがついたということを心から喜んでいるものであります。

次に、具体的に三つの点をあげられまして、御意見を加えてお尋ねがございました。

アメリカに対して北爆を恒久的に停止することを忠告する意思はないか、それをやらないか、こういうお話でありました。これは、先ほど申しますように、お互いが干渉しないということ、北からの浸透をやらないということ、こういう事態を心から願っているのでありまして、そういう事態が起こらない際に、一方的に片一方を非難するわけには私はまいらないと、かように思います。

第二の問題で、ナパーム弾その他の毒ガス等の使用、これを、学術会議の決議もあるが、はっきりとアメリカに強い申し入れをして、使用を停止させてはどうか、学術会議の決議に賛成だということもつけ加えろ、こういうお話でありますが、お話のうちにもありましたとおり、アメリカ自身が使っておりますものは、あれは警察で使っておるようなものと同様であります。椿君も言われるように、非致死性のものであります。そのとおりでありますから——しかも、これが限定的に使用されておる、こういう現状におきましては、私は、この点を特に非人道的だと、こういうことで非難することは当たらないように思います。したがいまして、私は、今日の学術会議の決議がございますが、これはもう決議にまかしておいて、政府のほうは、さらにこれにつけ加える考えはございません。

第三の問題で、北京、ハノイ、平壌等に対する政府の態度を明確にしろということであります。この点につきましては、中共に対しては、すでに政経分離の形におきまして、経済の交流や、さらに人的な交流も続けております。これは正常下の交渉ではございませんが、そのもとにおきましても日中貿易は非常に増大いたしておりますので、今日までのわが国の中共に対する態度は大方の理解を得ておる、私はかように信じております。アメリカに参りました際も、アメリカの考え方もさることだが、日本は政経分離の立場で経済的な交流はするということをはっきり申しまして、これはジョンソン大統領と私との共同声明にもはっきりうたった次第であります。かような意味におきまして、日本の態度は非常にはっきりしておる。御理解をいただきたいと思います。また、ハノイやあるいは平壌に対しましては、実際的な貿易もいたしておりますし、必要な人の交流も行なわれておるのであります。ケース・バイ・ケースに立ちまして十分善処するつもりでございます。

以上お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣椎名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（椎名悦三郎君）　椿さんの御質問に対しましては、各項目について具体的に総理から答弁がございましたので、私は重複を避ける意味で、差し控えたいと思います。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　日程第二、野菜生産出荷安定法案（趣旨説明）。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。坂田農林大臣。

〔国務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○国務大臣（坂田英一君）　野菜生産出荷安定法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における国民所得の増大に伴う国民の食生活の向上により、野菜に対する需要は増大を続けておりますが、野菜生産の現状は、天候に支配されるところが大きい上、その生産及び出荷体制が必ずしも十分に整備されていない等のため、野菜農業の健全な発展の上からも、国民消費生活の安定の上からも、困難な問題を生ずるに至っております。特に、人口の集中の著しい大都市におきましては、野菜の消費量も多く、かつ、種類も多岐にわたり、これを出荷する地域も広範囲にわたる等のため、そこで形成される価格が、全国の野菜の価格に大きな影響を及ぼしている状況にありますので、大消費地域に出荷される主要な野菜について、その安定的な供給を確保し、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するための対策が強く要請されているところであります。

このような要請にこたえるためには、野菜の生産及び出荷にわたる施策として、大消費地域に出荷される主要な野菜の安定的な生産と計画的な出荷を行ない得る集団産地の育成をはかるとともに、その価格の著しい低落に対処するための措置を講ずる必要があると考えられます。

このような考え方に基づきまして、ここに野菜生産出荷安定法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、需要の見通しについてであります。すなわち、農林大臣は、一定の消費地域における主要な野菜の需要の見通しを立て、これを公表するものとしております。

第二は、野菜指定産地についてであります。農林大臣は、主要な野菜を一定の消費地域に出荷する一定の生産地域で、集団産地として形成すべきものを、野菜指定産地として指定することができるものとしております。

第三は、生産出荷近代化計画についてであります。都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、その区域におけるその主要な野菜の生産及び出荷の近代化をはかるための生産出荷近代化計画を立てるものとしております。

第四は、野菜生産出荷安定資金協会についてであります。この協会は、野菜指定産地の区域内で生産される主要な野菜の出荷者による自主的な機関として、これらの者の発意により設立される法人とするものとしております。協会は、指定消費地域において、一定の主要な野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜指定産地内の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、会員から徴収する負担金等をもって、生産者補給金の交付の業務を行なうものとしております。

このほか、協会の役員、総会、業務に関する監督等について所要の規定を設けております。

なお、農林大臣または都道府県知事は、野菜指定産地から一定の消費地域に対する主要な野菜の出荷の安定をはかるため、その出荷者に対し合理的かつ計画的な出荷に関し勧告をすることができることとしております。

以上が、野菜生産出荷安定法案の趣旨でございます。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。森中守義君。

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君　私は、ただいま農林大臣から説明されました野菜生産出荷安定法案につきまして、日本社会党を代表し、疑問とする諸点を、総理、農林大臣、大蔵大臣、通産大臣、経済企画庁長官にただしたいとするものであります。

経済政策には至って弱いと評されている佐藤内閣緊急の課題は、不況克服及び物価の安定であると思います。それは、池田内閣によってつくられた高度成長政策のため、農業と中小企業には、大企業との間に収益の格差を強要され、他面、広く国民大衆には、物価の驚くべき高騰を押しつけられたままの状態を、国民に信を問うこともなく、佐藤内閣がバトンをタッチしたからであります。かかる角度より佐藤政策を観察すれば、まことに残念なことながら、国民に与えた答えは、一言にして言えば、すべてが国民の期待を裏切ったことであります。なぜなれば、大資本擁護の不況対策が優先され、物価対策は、財政法の禁を犯した公債の発行をはじめとするインフレの激増をもって答えているからであります。

そこで私は、この法案が果たさんとする物価

安定の実質的効果について、総理、農相及び経企長官にただしたいと思います。

すでに農基法制定より六年を経過し、その法の目的と目標は、農業所得の引き上げ、ひいては格差の是正であったはずであります。しかるに、農業所得は、依然として他産業所得の三分の一の壁を破ることができないではありませんか。農業生産性の向上、農産物の生産者価格の安定の政策は、まことに不徹底をきわめているではありませんか。農外所得による若干の増加が、かろうじて農家所得の増加であるにすぎないではありませんか。農基法の目的と目標は、いまやその面目を失い、六百万戸農家の失望は、政府への激しい怨嗟に変わっていることを御承知願いたいのであります。のみならず、農産物の流通改善と価格安定の政策はとられず、ために、消費者価格は、鉄道運賃をはじめとする公共料金の値上げと相まって、国民は生活の重圧に慨嘆し、各新聞による世論調査の結果が佐藤政権より急激に去りつつあることが、何よりも実証であります。国民生活安定の今日的急務は、何をおいても物価の安定にあることは前述のとおりであります。しかるに、消費者物価は、昭和三十五年に対する昭和四十年十二月の比は一三七となっておりまして、その上昇比重が、生鮮食料品、中でも野菜の値上がりが最も顕著であることは、各種統計が示すところであります。

しからば、本法案と物価騰貴抑制との関係でありますが、本法案は生産者対策としても、もとより不十分でありますし、物価安定に寄与せんとする実質的効果は、何ほどの期待が持たれるでありましょうか。それは、本法案は、野菜の生産計画及び供給安定により、間接的に消費者物価の安定を期待しているようでありますが、野菜の価格は、複雑な流通機構のために、生産者には安く、消費者には高い実情よりいたしまして、いかに生産を計画化しても、流通機構の改善がない限り、生産者には安く、消費者には高いとする価格の構成は、少しも改善されないのであります。政府はたび重なる失敗にもかかわらず、今回なお、流通機構の改善に取り組む姿勢をとっておりません。要するに、本法案によって、生産の向上、生産者の価格維持、流通機構の改善、消費者価格の安定等の責任ある保障が約束されるかどうか。

以上のことにつきまして、総理、農林大臣、経済企画庁長官より、それぞれお答えを願いたいと思うのであります。

次に、具体的内容について若干お尋ねいたします。農林大臣、大蔵、通産各大臣及び経済企画庁長官よりお答えいただきたいと存じます。

その第一は、かかる重要な法案に対する国の財政措置があまりにも少なく、法制効果は、はなはだ疑問であります。本法がかりに政府の希望どおり制定をされ、かつ、運用に至るならば、集団産地の育成、価格補てん制、市場等の流通合理化等々を強力に充実していかねばなりませんし、その推進には、具体的財政計画の裏づけこそが成否のかぎとなるのであります。この点についてはどうでありましょう。また、本年度予算全体に対する物価対策関係予算との比率、及び、農林予算全体に対する野菜対策関係予算との比率をお答え願いたいと思います。同時に、それらの予算が、物価対策、野菜対策に完璧であるとすることであるかどうかも、お答え願いたいのであります。

第二に、野菜の生産基本対策についてであります。昨年十二月、農林省より発表されました「野菜の需要量と生産量の長期見通し」にも指摘をされておりますように、野菜の需給規模は、昭和三十年以降、毎年、かなりのテンポで増大しているのに対し、季節的、短期的変動は少しも是正されておりません。のみならず、常に暴騰暴落を繰り返しているのであります。したがって、政府の生産出荷安定計画は、もっと、きめをこまかく、季節的品目別の計画化が必要であると思うのであります。今回のこの法案の提出は、おそらく、その反省の一端として提案されたものと思うのでありますが、いままでのようなことを惰性的に法制化したにすぎないのではないとするならば、政府は当然、この点に対する基本的対策をお持ちであると思います。それがないと、その効果は全く期待できません。野菜農業の振興に対し、将来の確固たる長期計画を樹立するとともに、どの程度きめのこまかい対策を準備されておられるか、お伺いをいたします。

第三に、政府は昭和三十七年及び八年から、タマネギ、カンランについて、生産者価格の補てんを行なってきたのでございますが、現行制度は、両品目について二つの資金協会をつくり、政府、地方公共団体及び生産者から出資をさせ、これを積み立て、価格低落の際に補てんをする、いわば一種の保険制度をとってまいったのであります。この協会の資金は、三十八年から三十九年にかけてのカンランの暴落時に資金の枯渇を招き、すでに難破波をした経緯を持っております。今回も政府は、この種の協会を、白菜を加えた三品目を対象として、一体化した計画でつくるというのでございますが、そのためには、大規模な市場操作を行なう資金の用意が必要であります。はたして、この程度の規模で、うまく運営できるとする確信をお持ちであるかどうか。わが国の主要農産物である米に代表されるような、思い切った国の施策によって、何らかの形で価格保障制度が実施されていなければ、結局、不徹底な、一時的保険的な制度に終わる危険があります。この程度の措置で、生産の安定確保ができるかどうか、自信のほどをお聞かせ願いたいのであります。

第四は、市場制度等の流通改善や共同出荷、または出荷調整についてであります。中央卸売市場、地方市場の現状は、非近代性、施設規模の狭隘さ、取引方法、卸、仲買い等のあり方をめぐる問題が重なり、公正なる価格の形成や、集荷、分荷にも大きな支障を来たしていることは、周知の事実であります。また、広く、生産出荷から小売りに至る、複雑きわまりない流通機構と流通コスト高は、従来のおざなりな対策では、これが改善合理化は、百年河清を待つにひとしい状況であります。一方、生産者出荷の実情を見ますると、農協団体、商人団体、個人販売業者も加わり、この法案で言っているような共同出荷の調整合理化が、はたしてスムーズにできるかどうか、はなはだ疑問であります。生産者の立場から見た農協共販を育成する意味からも、農協の一元的な共同出荷の拡充が必要となりますが、これら流通・出荷面に対する考えを明示してほしいのであります。また、法案作成の段階で、出荷協定の締結を独禁法の適用除外とする内容のものが、農林省の当初案であったように聞き及んでおりますが、なぜそれを公取からの注文で引っ込め、単なる勧告ということになったのか、理解に苦しむのであります。はたして、勧告だけで計画出荷が完全にできるという自信があるかどうか、お答えを願いたいのであります。

次は、指定産地は、農林省の計画によりますと、四十二年度までに、全国五百二十六産地に増加させるとのことでございますが、指定産地に対する指導方針、助成措置は、どのように講ぜられるのか、お伺いいたします。

また、法案に盛り込まれている生産出荷近代化計画は、予算を裏づけとした、季節的品目別の、きめのこまかい具体的実行方策が必要でありますのに、単に空虚な飾り文句にすぎません。野菜生産の根幹は、野菜農業の構造改善による生産性の向上と、生産者価格の安定にありますが、その実効がどの程度期待できるのか、お尋ねをいたします。

なお、指定産地生産野菜の、指定消費地域の市場に対する計画出荷、特に中央卸売市場における荷受けの関係はどうなるのでありましょうか。その場合、アウトサイダーの関係も起こると考えるのでございますが、営利団体たる卸売り人が、はたして、そのまま計画出荷を受け入れるかどう

か、その指導調整方針を御披露願い、今後の市場支配力、価格形成への影響をも、あわせて明らかにしていただきたいのであります。

次に、総理大臣、農林大臣、通産大臣及び経済企画庁長官に伺います。

物価対策の責任官庁である経済企画庁は、調整官庁であるのか、実施機関なのか、まことに疑問にすら思われます。作文官庁といわれても、しかたがないとも思います。そこで政府は、官僚の価格安定の作文で終わるようなことではなく、実効力のある物価引き下げ対策を国民の前に示す義務があると思うのでありますが、野菜についてどのような具体策をお持ちであるか、お聞かせを願いたいのであります。

次に、物価安定に対し、小売り段階の対策がきわめて重要であります。ボランタリー・チェーンなど、近代的なものから、一般小売り商対策などの構想があるやに聞き及んでおりますが、野菜について具体的に政府はこの問題をどのように進め、また、指導や金融措置をいかように進める考えであるか、所信を明らかにしてほしいのであります。

また、国内青果物の保護助長の見地からいたしまして、外国から多量の果実、野菜等が輸入される傾向が強くなっている今日、せっかく安定対策が打ち立てられても、それによって計画生産体制がくずされる危険が多分にあると思います。農基法十三条による輸入の制限の規定によって、必要な調整ができると思われるがどうか、見解をお漏らしください。

次にお伺いしたいことは、先般、国鉄貨物輸送運賃の改定が国民大衆のごうごうたる非難の中で実施されましたが、まさしく物価上昇に拍車をかけた感のそしりを免れません。このようなときに、青果物関係の運賃だけでも据え置いて、価格の安定に真剣に対処する腹がまえがあったのかどうか。さらに、この改定による運賃の上昇で野菜価格にどのくらいはね返ると見込まれているのか、また、運賃は一体どれだけ増収されるか、明確なデータによってお答えを願いたいのであります。

次に、御存じのように、最近の生鮮食料品の運送の分野にトラック輸送が大きく進出をしてまいっております。しかるに、中央卸売市場はもちろんのこと、他の市場においても、トラック・ターミナルなどの運送あるいは荷役施設が貧弱で、運搬分荷機能が麻痺しており、生鮮食料品の生命ともいうべき鮮度の低下を招いているのであります。これについての主務官庁は一体どこであり、流通センターの構想などの具体的方策はどういうふうに進められているのか、明快なるお答えを求めたいと思います。

また最近、物価問題とも関連をいたしまして脚光を浴びてまいったものに、コールド・チェーンの構想があります。今後の生鮮食料品の流通方法として注目に値するものがあろうかと思いますが、現在政府では、欧米等の実情を調べ、試験実施をするやに聞いておりますが、野菜についてのコールド・チェーンの一連の構想と、その将来の実用性についてお考えをお漏らし願いたいと思います。

以上、私は、本法案それ自体に存在する問題点、及び、本法案制定に伴って解決または充実すべき問題点を提起したのでございますが、いずれも、国民の深い関心と、一日も早く施策の完全なる確立が期待さるべき事柄でございますし、しかもまた、そのためには、ひとり農林省のみでは実効をあげ得ないものでございますので、関係閣僚の率直なる御所見とともに、総理の責任あるお答えを強く望みまして、私の質問を終わる次第でございます。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　お答えいたします。

物価は、自由経済のもとにおきましては大体需要供給できまる、これが普通の考え方でございます。しかしながら、御指摘にもなりましたように、生産者、消費者、その間に立ちまして適正な価格をきめるということでなければならない。農家は、多年の間いわゆる豊作貧乏ということで苦しんでまいったと思います。この豊作貧乏いわゆる供給過大になりますと、非常に値段が下がる、ここに問題があったと思います。消費者の価格安定、そのためにも、ただ安ければいいというものだけではない。やはり価格が安定することが必要だ。また、価格が安定するためには、供給が安定しなければならない。絶えずその需要に応じた供給が確保されるということが必要だと思います。したがいまして、今回の集団産地の指定による、あるいはまた、流通機構を整備する、あるいはまた、ただいま御指摘になりました各種の輸送費の節減等をはかっていく、こういうことで、初めて価格問題が解決への道をたどることができる、かように思います。この場合におきましても、御指摘になりましたように、消費者と生産者、その両者の立場から適正な価格をきめるということに努力をしているわけであります。

また、経済企画庁が、これは調整機関であるか、あるいは実施機関であるかというお尋ねでありますが、調整的機能を十分に発揮し、また、実施の可能になるように協力をしておるわけであります。物価問題は、総合的な施策がありまして、初めて効果をあげるものであります。各省の間がまちまちの考え方では困ります。そういう意味で、企画庁が中心になりまして、各種の総合的施策の樹立、また協力、そういったところに特に留意をいたしまして、物価の安定を期する、かような方向に努力しておる次第でございます。（拍手）

〔国務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○国務大臣（坂田英一君）　本法案に伴う国の財政援助措置その他についての方針でございますが、本案に伴う国の財政援助措置、今後の対処方針につきましては、生産出荷近代化計画に基づく事業の実施、それから、生産出荷指導体制の整備、野菜生産出荷安定資金協会の業務の実施等につきまして、所要の助成措置を講ずることとしておりますが、今後も引き続き、積極的に対処してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

それから、野菜の需要及び供給の長期計画等、野菜生産基本対策について、各種の点を引用されて御質問があったわけでございますが、野菜の需要及び供給の長期計画と野菜生産の基本対策につきましては、主要な野菜について大消費地の需要の見通しを立て、その需要の動向に即して集団産地を指定し、その育成をはかることとしておるのでございます。本年度におきましては、さらに対象品目を拡大するとともに、それぞれの品目について、出荷時期の異なるものごとに、その主要な出荷先を考慮して産地を指定する等、いわゆる、きめのこまかい産地育成をはかる考えでございます。

次に、法律案の野菜価格補てん制度による野菜価格保障の効果については少しばかり貧弱ではないかといったような、それに関連して、また市場等のいろいろの面について御質問がありましたが、野菜の価格補てん制度につきましては、協会が造成する資金に対する国の負担割合を引き上げ、生産者側の負担を軽減するとともに、対象品目を追加し、所要の資金量を増額する等、協会の業務内容を改善することといたしておるわけでございます。

次に、野菜の流通機構、市場制度改善を中心としての改善整備や共同出荷、または出荷の調整措置等について、各種の御質問がこれに関連してございましたのでありますが、流通機構と出荷調整の問題については、市場の施設の拡充整備を、計画的に、ずっと最近まで引き続いて推進いたしておるのでございますが、なお、仲買い人の大型化、市場取引の改善等の措置を引き続き実施することといたしたいと存じます。また、指定産地においては、集荷、選別及び輸送の共同化等、出荷の近代化を推進するとともに、この法律に基づく勧告と、あわせて、指導員等による指導体制を

整備強化して、合理的、計画的な出荷を推進することにいたしたいと存じておるわけでございます。

野菜指定産地の育成方針、及び指定産地生産野菜の出荷と市場における荷受け関係等の指導方針等に関係いたしまして、幾多の御質問があったわけでございまするが、指定産地の育成方針については、国は、都道府県が樹立する生産出荷近代化計画に基づき、生産基盤の整備、それから農作業の機械化、あるいは集出荷施設の整備等の事業を助成する等によって、野菜農業の生産性の向上、農業所得の確保、及び野菜価格の安定をはかりたいと考えております。なお、指定産地からの出荷量は、卸売り市場入荷量全体に対して相当高い割合を占めることとなるので、その計画的出荷は市場の価格の安定に資するところが大であると考えております。また、市場にとっても、指定産地は生産地でも重要な産地でありますので、この法案による生産出荷の大型化の方向に即応して、卸売り業務の面における取り扱いについても配慮するようにいたしたいと考えておるわけでございます。

外国からの輸入品が増加するといういろいろの点につきましては、これらについて関税その他各種の施策を講じておるわけでございます。

コールド・チェーンの構想等につきましては、農林省におきましても野菜等について協力いたしておる次第でございます。

大体、こういうことであります。（拍手）

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（藤山愛一郎君）　お答えいたします。

野菜の価格が物価問題に非常に大きな影響をいたしておりますことは、御指摘のとおりでございまして、過去の事例から見まして、私どもは、野菜価格の安定とその流通の改善を進めてまいらなければならぬと思います。したがいまして、この法案によりまして生産地の対策ができてまいりますれば、さらにそれと並行して、お説のような流通市場の改善ということをやってまいらなければならぬと思います。したがいまして、中央卸売市場をはじめ、その合理化、近代化、これは設備の上においても、運営の上におきましても、ともども、これらの問題について改善を加えてまいらなければならぬのでございまして、私どもは、野菜法案とあわせて並行的に、これらのことを考えてまいりたいと思います。

なお、流通過程の合理化の上で、ただいま農林大臣がお答えになりましたコールド・チェーンの問題は、非常に重要な問題でございます。ただ、生鮮魚介類については、これが相当実際的に運営する仕組みになってきておりますけれども、野菜、くだもの等につきましては、いまだ十分な実験事例もございませんので、これらについて、科学技術庁が、今日、予算をもちまして、将来これが実現を期するような調査をいたして、外国等の事例等もあわせまして調査をしてまいる予定でございます。

なお、国鉄運賃の値上げにつきましては、われわれも、野菜等の問題に関連いたします問題でございますから、これを一五％に抑えたのでございまして、これらの問題について十分注意してまいりたいと思います。御質問のようなこまかい数字的な問題については、委員会等で御説明を申し上げたいと思います。

なお、流通団地の問題につきましては、土地収用の関係を今後建設省から御提案することになろうかと思いますが、実際の中におきます市場の形成、あるいは流通団地の所管等につきましては、それぞれ通産省、農林省等がこれを受け持って推進することになろうと思います。（拍手）

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（福田赳夫君）　お答え申し上げます。

今回の法案の財政的裏づけについてでございますが、今回の法案は申すまでもなく、生産、出荷、価格、各方面にわたって前進をしようと、こういう内容を持つものであります。これを中心にいたしまして、野菜対策費は八億四百万円でございます。昭和四十年度におけるこの種の系統の経費は一億一千万円でございますので、相当大幅に多くなっているわけでございます。その内容といたしましては、そのおおむね半分、つまり三億九千万円が生産対策費、それから同額の三億九千万円が価格対策費でございます。価格対策費といたしましては、価格補てん資金の造成費を補助する、こういう性格のものと、それから野菜生産出荷安定協会に対する交付金、こういう内容になっております。

その効果いかんと、こういうお尋ねでございまするが、今回の施策によりまして、とにかく集団生産体制が進められる、生産の近代化が一段と進むと存じます。同時に、価格安定のための対象品目を拡大する。また、それらに対しまして政府が助成を行なう、かような補助率も従来のこの種の系統のものよりも引き上げる、こういうことになりますので、かなり効果的なものが期待される、かように考えておるのであります。ただ、申し上げるまでもございませんけれども、野菜対策、これは生鮮食料品の中核をなすものであります。この生鮮食料品が消費者物価の価格上昇の最大の要因をなしておる、四割を占めておる、こういうものでございますので、政府全体としてこの問題にはさらにさらに努力をしなければならぬ、財政的にも必要に応じましてできる限りの支出をしなければならぬ、かように考えておる次第でございます。（拍手）

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（三木武夫君）　森中君にお答えいたしますが、私に対する御質問は、第一点は、現在の法規で、なま野菜あるいはくだものの輸入、これを日本の国内産業に悪影響を与えないで取り締まりをはかれというような趣旨の御質問であったと思うのです。現在、なま野菜というものは、端境期のタマネギを除いてはほとんど輸入されていない。それは植物検疫あるいは野菜の持つ鮮度、これを保持するという点からいっても、どうも輸入ということは将来も考えられない。だから、野菜が輸入されるというような懸念は私は将来ないと思います。くだものの場合でありますが、オレンジなどに対しては、輸出入取引法によってこれに対して割り当てておるわけです。これは競合します、オレンジを自由に輸入すれば……。こういう点で、そういう競合するものについては、これはやはり日本の産業を保護していく立場に立って適当な処置を講じたい。バナナなんかも、七〇％という関税をかけて日本の競合する産業の保護をいたしておる。まあ全体としては、くだものの点についてこういう配慮が要りますが、なま野菜などは、これは輸入ということを考える必要はないと。国内でやはり自給の体制を立てることが必要である。

第二の、ボランタリー・チェーン等、小売り段階における合理化、これはもう非常にやらなければいかぬ、おくれておる面であります。そのためには、どうしてもやはり協業化をやっていくよりほかない。そこで、寄り合ってスーパーマーケットのようなものをつくるとか、寄り合って百貨店のようなものをつくるとか、あるいは今度四十一年度から、独立しながら任意の連鎖方式で小売り商が結合するとか、あるいは商店も町ぐるみ近代化を促進するとか、協業というものを中心として、小売り商を、まあ大量に仕入れて大量に販売のできるような、こういう方式で指導していきたい。施策あるいは予算なども、こういう方面に力を入れて努力をいたしておる次第でございます。今後ともこういう方向で、小売り――大部分を占める小売り商は零細なものが多いわけですから、この合理化に一段と力を尽くしてまいりたいと考えております。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　中沢伊登子君。

〔中沢伊登子君登壇、拍手〕

○中沢伊登子君　私は、民主社会党を代表して、

ただいまの政府提出法案の主要点について、二、三質問をいたします。

昭和四十年度中の消費者物価は七・六%の上昇となり、そのうち、食料品の値上がりが六二%の寄与率となっております。本年は一月早々に消費者米価が値上がりとなり、次いで国鉄運賃その他、公共料金値上げが相次いでおりますので、当面、値上げのおそれが最も大きいのは生鮮食料品です。生鮮食料のうちで、魚や肉より、野菜のほうの購入量が多いのが普通です。理想からいえば約四倍ですから、野菜の価格こそが当面の消費者物価につきましての最大の問題点であります。最近では、夕餉の食卓に、おさら一ぱいの大根おろしを添えるのすら、ぜいたくになってまいりました。私は、政府案の目ざす政策上の意図に賛成いたしますが、これが単に、退職する高級公務員をプールする協会づくりに終わっては、国民は、たまったものではございません。

私は、この観点に立って、まず佐藤総理にお伺いいたします。

私は、国民の食生活の安定と向上のために、国の農業政策と物価政策は、肉、野菜、魚等の生鮮食料品については、米や麦などの主食並みの、きめのこまかい施策と大幅な予算措置を講ずべきであると思いますが、いかがですか。昨年末に政府が発表した世界経済白書によりますと、最近五年間の消費者物価の上昇は、わが国は、イギリス、西ドイツの二倍、アメリカの四倍で、わが国だけが、食料関係の値上がりが平均物価指数を上回っております。そして、わが国では、都市生活者の家計支出を見ますと、最近十年来低下し続けてきたエンゲル係数が、昨年から上昇しました。わが国の工業生産力はすばらしい発展を続けておりますが、食生活のほうは、時とともに不安定になる一方であります。私は、農業構造改善対策や農産物流通合理化対策と並んで、国が生鮮食料品の物価安定のため、強力な財政融資、財政出資するだけの決意が必要ではないかと思いますが、この点いかがですか、総理大臣にお伺いいたします。

次に、農林大臣に伺います。

私は、政府案で一番心配になる点は、法の目的は「野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資すること」とありますが、第二条以下の法文は、すべて野菜農業の健全な発展と価格維持に向けられた条文ばかりで、何が国民の消費生活安定の歯どめになるか、理解に苦しみます。政府案第四条に、指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に即して出荷させるとありますが、これは、消費者一人当たりの野菜消費量を幾らと見込んでの出荷ですか。単に、時々刻々の需要の波を測定するだけならば、物価高や不況で家計支出が切り詰められたとき、それに出荷量と価格を適合させるだけでは生産者保護であって、消費者保護にならない保障がどこにもありません。また、協会の運営について、国の監督は、常任監理官を派遣し、特に消費者保護の立場を堅持すべきではありませんか。

もう一点、協会に対する国の出資をもっと大幅にふやし、かつ融資制度もつくって、当面の野菜価格の安定と低下についての価格政策は、国が責任を持つべきではありませんか。さらに、国の全額出資で、指定消費地に国営の大規模な貸し冷凍庫を設立する計画はありませんでしょうか。

次に、厚生大臣に伺います。

わが国民の体力の向上、そのための栄養水準の向上のために、国民は、一人一日当たり、どれほどのカロリーと、たん白質摂取を目標とされますか。そのための一日当たりの食料費、その食料費のもとにつくる毎日の献立など、国民の食生活のモデルをどう想定されておられますか。

最後に、経済企画庁長官に伺います。

政府は、本年度の消費者物価の上昇を五・五%と想定されておりますが、そのうち、生鮮食料品物価の上昇率と、その総合指数に対する寄与率を、どれほどに見込んでおられますか。私は、失礼ながら、従来の施策にこの野菜法案をプラスした程度では、とうてい生鮮食料品の値上がりを急速に抑制できるものではないと憂慮いたしますので、あえてこの点をお伺いいたします。もう一点は、生鮮食料品の消費者価格の低下について、いかなる見通しに立っておられるか、これをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　お答えいたします。

国民生活を安定向上さしていくということ、これが政治の目標でもありますし、また同時に、農業所得をふやしていく、これが農業対策の基幹でもあります。そういう意味におきまして、生鮮食料品、これの安定した供給、これを特に私どもは努力しておるわけであります。また、消費者物価の問題から見ましても、なかなかこれはたいへんなパーセンテージを占めておる生鮮食料品でありますので、これも安く供給ができるように最善の努力を払っておるわけであります。したがいまして、ただいま御指摘になりましたとおりに私も考えておりますし、政府も、そういう意味における予算的な措置は講ずべきだと、かように思います。

私は、この際に、ただいまお話がありましたが、野菜はたいへん安いものだ、こういう考え方は、やや、実情に合うだろうかどうだろうか、これをひとつ考えていただきたいと思います。わが国におきましては、野菜の供給が非常に豊富でありますから、野菜は安いものだと、かように、きめてかかっておるようであります。しかしながら、国民の嗜好にも合うものでなければなりませんし、最近の栽培技術の進歩から申しまして、いわゆる季節的な野菜というもの、その季節の範囲が非常に拡大されたと思います。したがいまして、今日の科学技術の進歩による栽培法で、いわゆる季節はずれのものが食ぜんをにぎわすようになっております。これらのことが生産性を向上さした、かようには申しましても、これまた、必ずしも安いものではないと思います。しかも、遠隔の地から運ばれておる、こういうこともございますので、この価格形成におきましては、ひとり農林省といわず、利用者におきましても、その適正であるかどうかについて十分の考慮を払っていただきたいと思います。先ほどもお答えいたしましたように、流通過程、流通機構の面でわれわれが改善を必要とするとか、あるいはまた、貯蔵の面でさらにくふうをするとか、あるいは輸送費をいかにしたら安くできるだろうか等々、価格を安く安定さすような努力はいたしますが、ただ、一がいに、野菜はこれはぜいたくなものじゃないのだ、こういうことできめてかかられることは、生産者の努力を十分評価しないことにもなるんじゃないか、かように私は思います。ただいま申し上げるように、基本的な問題でございますから、一そう、政府におきましても、御指摘になりましたような点について注意してまいるつもりでございます。（拍手）

〔国務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○国務大臣（坂田英一君）　お答え申します。

野菜の問題で一番私ども注意いたしております点は、この気候風土、気候の関係で、時には非常に不作になったり、また、出荷することが非常に困難になったりするということで、価格が非常に上がったり下がったりする。それで、上がったときには、都市においては非常にお困りでありまするし、下がったときには、もう生産費も出ない、もう、ほったらかしにせざるを得ないというような極端な場合さえあるわけでございまするので、そこで、もちろん市場関係その他、小売りの問題等についても十分注意をいたさなければならぬのでございまするけれども、その根本は、やっぱり生産を安定させていきまする必要がありまするので、今度、いわゆる集団産地を、従来やっておりまするものに対して、十分これを増大いたしまして、それらに対する、出荷の面、あるいは生産の面、あるいは指導の面について十分指導をいたしてまいる、こういうことでございます。

なお、土地につきましても、いわゆるかんがい排水の問題が、畑地地帯については十分でございませんので、そういう点について十分施策を講ずることによって生産の安定をはかる、こういうことでございまするので、そういう方面に向かって努力をするのが今度の施策でございまして、従来よりもさらに数倍の大きさでもってこれをやっていこうと、こういうのでございまするので、御了承をいただきたいと思うのでございます。

それから、消費者の基本消費量の算出等の、需給測定の基準についてのお話でございましたが、もちろん、需要の見通しにつきましては、御指摘の点も含めまして、この市場を整備して、関係都道府県知事あるいは学識経験者の意見も聞いて、的確な見通しを立てることといたしたいと思っておるわけでございます。

それから、協会に対する国の投融資の積極的実施という点についての御強調でございまするが、今回は、これらについて相当やったつもりでございまするが、もちろん、これらの実施の結果において、さらにこれらについての積極的な考え方を織り込んで、十分これらの施策の拡充をはかってまいりたいと、かように考えている次第でございます。

それから、国の全額出資による国営のいわゆる冷凍倉庫の設置等の問題でございまするが、これは、わが国でも、野菜の大規模な冷蔵冷凍技術につきましては、まだ研究すべき問題が非常に多いことは御了承のとおりでございまして、農林省の各試験場においても研究を進めているのでありまするが、なお、科学技術庁によるコールド・チェーン推進のための実験調査については、私どもといたしましても、極力その協力を惜しまないつもりでございます。（拍手）

［国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手］

○国務大臣（鈴木善幸君）　私に対するお尋ねの第一点は、国民の一人一日当たりの栄養基準量についてでありますが、昭和四十五年を目標とした栄養審議会の答申によりますと、一日当たり二千三百カロリー、たん白七十五グラムと、こういうことになっているわけでございます。

第二点といたしまして、この栄養量を確保するために、食料費がどれだけかかるか、また献立ができているか、こういうお尋ねでありますが、この栄養を確保するための食料費、この算定は非常に困難でございまして、食料の種類、買います場所、あるいは量、いろいろの条件によりまして、その価格が違うわけでございますので、これを、ここで的確にお示しすることは困難である、こう存じます。

また、献立の点につきましては、栄養審議会が、昭和四十五年を目標とした答申を出しておるのでありますが、その中に食料構成というのがございまして、それを基本といたしまして指導をいたしておるところであります。（拍手）

［国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手］

○国務大臣（藤山愛一郎君）　野菜の価格安定は、この法案だけではできないという御指摘、そのとおりでございまして、市場関係の問題につきまして、われわれも並行して改善策をとってまいらなければならぬと思います。お話のような五・五％は努力目標でございまして、これは積み上げ方式によりまして つくりました数字ではございません。したがって、野菜の騰落がはなはだ激しいものでございますから、その一々の数字を積み上げてまいりますわけにまいりませんので、その点は御了承をいただきたいと思います。ただ、野菜がどの程度上昇に寄与しているかという点を、過去の趨勢から見てまいりますと、大体二割前後でございます。二割二分のときもあり、二割を大体割ったときもあり、過去三カ年ぐらいの趨勢は、そういう状況になっております。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長（河野謙三君）　日程第三、計量法の一部を改正する法律案（内閣提出）、日程第四、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（河野謙三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長村上春藏君。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

計量法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十一年三月二十九日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

計量法の一部を改正する法律案

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十一条―第三十四条」に、「第三十五条―第四十六条」を「第三十一条―第四十六条」に、

「第四章　検定、比較検査及び基準器検査
　第一節　検定、比較検査及び基準器検査（第八十六条―第九十六条）
　第二節　比較検査（第九十七条―第百五条）
　第三節　基準器検査（第百六条―第百二条）」

を

「第四章　検定、型式の承認、比較検査及び基準器検査
　第一節　検定（第八十六条―第九十五条）
　第二節　型式の承認（第九十六条―第九十七条）
　第三節　比較検査（第九十七条―第百六条）
　第四節　基準器検査（第百六条―第百二条）」

に改める。

第四章及び基準器検査十四条）

条―第九十六条の十）に、「第百五十八条」を「第百五条―第百二十二条）

第百二十八条の二」に改める。

第二条中「温度」を「電流、温度、光度」に、「流量」を「角速度、角加速度の大きさ、立体角、流量、質量流量」に、「光度、光束、照度、周波数」を「周波数、電力量、電力、電気量、電圧、起電力、電界の強さ、電気抵抗、静電容量、インダクタンス、磁束、磁束密度、起磁力、磁界の強さ、無効電力、無効電力量、皮相電力、皮相電力量、光束、輝度、照度、放射能、中性子放出率、照射線量」に、「耐火度、照射線量」を「耐火度、力率」に、「生体実効線量」を「エネルギーフルエンス」に、「生体実効線量率、粒子束」を「エネルギー束密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質壊変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第三条中「時間、」の下に「電流、」を加え、「左の通り」を「次のとおり」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　電流の計量単位は、アンペアとする。

アンペアは、真空中に一メートルの間隔で平行に置かれた無限に小さい円形断面積を有する無限に長い二本の直線状導体のそれぞれを流れ、これらの導体の長さ一メートルごとに力の大きさが一〇、〇〇〇、〇〇〇分の二ニュートンの力を及ぼし合う不変の電流として通商産業大臣が現示する。

アンペアは、交流の電流においては、前項のアンペアで表わしたその電流の瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が同項のアンペアに等しい電流とする。

第五条中「角度、」の下に「角速度、角加速度の大きさ、立体角、」を、「流量、」の下に「質量流量、」を、「濃度、」の下に「周波数、電力量、電力、電気量、電圧、起電力、電界の強さ、電気抵抗、静電容量、インダクタンス、磁束、磁束密度、起磁力、磁界の強さ、無効電力、無効電力量、皮相電力、皮相電力量、」を加え、「照度、周波数」を「輝度、照度、放射能、中性子放出率、照射線量」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、第六号を次のように改める。

六　圧力の計量単位は、ニュートン毎平方メートル、重量キログラム毎平方メートル、水銀

柱メートル、水柱メートル及び気圧とする。

ニュートン毎平方メートルは、一平方メートルにつき一ニュートンの圧力をいう。

重量キログラム毎平方メートルは、一平方メートルにつき一重量キログラムの圧力をいう。

水銀柱メートルは、〇・七六分の一〇一、三二五ニュートン毎平方メートルをいう。ただし、気象に関しては、国際気象機関で採決されたものによることができる。

水柱メートルは、九、八〇六・六五ニュートン毎平方メートルをいう。

気圧は、一〇一、三二五ニュートン毎平方メートルをいう。

第五条第七号中「キロワット時」を「ワット秒」に、「キログラムメートル」を「重量キログラムメートル」に、「一、〇〇〇ワット」を「一ワット」に、「三、六〇〇秒の時間」を「一秒間」に改め、同条第八号中「キログラムメートル毎秒」を「重量キログラムメートル毎秒」に、「一キログラムメートル」を「一重量キログラムメートル」に改め、同条第九号中「キロワット時、キログラムメートル及びキロカロリー」を「ワット秒、重量キログラムメートル及びカロリー」に、「キロワット時は、一キロワット時」を「ワット秒は、一ワット秒」に、「キログラムメートルは、一重量キログラムメートル」を「重量キログラムメートルは、一重量キログラムメートル」に、「キロカロリーは」を「カロリーは」に、「一・〇一三二五〇バール」を「一〇一、三二五ニュートン毎平方メートル」に、「一キログラム」を「〇・〇〇一キログラム」に、「四、一八六・〇五ジュール」を「四・一八六〇五ジュール」に改め、同条第十号中「弧に対する中心角の」を「弧の中心に対する」に改め、同条第十九号中「当り」を「当たり」に、「一・〇一三二五〇バール」を「一〇一、三二五ニュートン毎平方メートル」に改め、同号を同条第四十四号とし、同号の前に次の三号を加える。

四十一　放射能の計量単位は、壊変毎秒とする。

壊変毎秒は、放射性核種の壊変数が一秒につき一であるときの放射能をいう。

壊変毎秒は、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

四十二　中性子放出率の計量単位は、中性子毎秒とする。

中性子毎秒は、中性子が一秒につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

中性子毎秒は、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

四十三　照射線量の計量単位は、レントゲンとする。

レントゲンは、エックス線又はガンマ線の照射により空気一キログラムにつき放出された電離性粒子が、空気中においてそれぞれ一〇、〇〇〇分の二・五八クーロンの電気量を有する正及び負のイオン群を生じさせる照射線量をいう。

レントゲンは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第五条中第十八号を削り、第十七号を第四十号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十九　輝度の計量単位は、カンデラ毎平方メートルとする。

カンデラ毎平方メートルは、一平方メートルの面積の平面光源が、その平面と垂直な方向において、一様な輝度を有しており、その光度が一カンデラであるときに、その方向における輝度をいう。

第五条第十六号中「単位立体角（一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートルの部分に対する中心立体角をいう。）」を「一ステラジアンの立体角」に改め、同号を同条第三十八号とし、同号の前に次の十八号を加える。

二十　周波数の計量単位は、サイクル毎秒、サイクル又はヘルツとする。

サイクル毎秒、サイクル又はヘルツは、周期的現象が一秒間に一回繰り返される周波数をいう。

二十一　電力量の計量単位は、ワット秒又はジュールとする。

ワット秒は、一ワット秒の仕事に相当する電力量をいう。

ジュールは、一ジュールの仕事に相当する電力量をいう。

二十二　電力の計量単位は、ワットとする。

ワットは、一ワットの工率に相当する電力をいう。

二十三　電気量の計量単位は、クーロンとする。

クーロンは、一アンペアの不変の電流によつて一秒間に運ばれる電気量をいう。

二十四　電圧の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一アンペアの不変の電流が流れる導体の二点間において消費される電力が一ワットであるときに、その二点間の電圧をいう。

ボルトは、交流の電圧においては、前項のボルトで表わしたその電圧の瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が同項のボルトに等しい電圧をいう。

二十五　起電力の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一ボルトの電圧に相当する起電力をいう。

二十六　電界の強さの計量単位は、ボルト毎メートルとする。

ボルト毎メートルは、一クーロンの電気量を有する無限に小さい帯電体に働く力の大きさが一ニュートンである真空中における電界の強さをいう。

二十七　電気抵抗の計量単位は、オームとする。

オームは、一アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が一ボルトであるときに、その二点間の電気抵抗をいう。

オームは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

二十八　静電容量の計量単位は、ファラドとする。

ファラドは、一クーロンの電気量を充電したときに一ボルトの電圧を生ずる二導体間の静電容量をいう。

二十九　インダクタンスの計量単位は、ヘンリーとする。

ヘンリーは、一秒間に一アンペアの割合で一様に変化する電流が流れるときに一ボルトの起電力を生ずる閉回路のインダクタンスをいう。

三十　磁束の計量単位は、ウェーバとする。

ウェーバは、一回巻きの閉回路と鎖交する磁束が一様に減少して一秒後に消滅するときに、その閉回路に一ボルトの起電力を生じさせる磁束をいう。

三十一　磁束密度の計量単位は、テスラ又はウェーバ毎平方メートルとする。

テスラ又はウェーバ毎平方メートルは、磁束の方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ウェーバの磁束密度をいう。

三十二　起磁力の計量単位は、アンペア又はアンペア回数とする。

アンペア又はアンペア回数は、一回巻きの閉回路に一アンペアの不変の電流が流れるときに生ずる起磁力をいう。

三十三　磁界の強さの計量単位は、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルとする。

アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルは、一様磁界において磁界の方向に沿つて一メートル離れた二点間の起磁力が一アンペアである磁界の強さをいう。

三十四　無効電力の計量単位は、バールとする。

バールは、回路に一ボルトの正弦波交流電圧を加えるときにその正弦波交流電圧と位相が九〇度異なる一アンペアの正弦波交流電流が流れる場合の無効電力をいう。

三十五　無効電力量の計量単位は、バール秒とする。

バール秒は、一バールの無効電力が一秒間継続するときの無効電力量をいう。

三十六　皮相電力の計量単位は、ボルトアンペアとする。

ボルトアンペアは、回路に一ボルトの正弦波交流電圧を加えるときに一アンペアの正弦波交流電流が流れる場合の皮相電力をいう。

三十七　皮相電力量の計量単位は、ボルトアンペア秒とする。

ボルトアンペア秒は、一ボルトアンペアの皮相電力が一秒間継続するときの皮相電力量をいう。

第五条中第十五号を削り、第十四号を第十九号とし、第十三号を十八号とし、同条第十二号の二中「ストークス」を「平方メートル毎秒」に、「一、〇〇〇キログラム毎立方メートル」を「一キログラム毎立方メートル」に、「一ポアズ」を「一ニュートン秒毎平方メートル」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十二号中「ポアズ」を「ニュートン秒毎平方メートル」に、「〇・一ニュートン」を「一ニュートン」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五　質量流量の計量単位は、キログラム毎秒とする。

キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの質量流量をいう。

第五条第十一号中「及びキログラム毎秒」及び「キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの流量をいう。」を削り、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の三号を加える。

十一　角速度の計量単位は、ラジアン毎秒とする。

ラジアン毎秒は、一秒につき一ラジアンの角速度をいう。

十二　角加速度の大きさの計量単位は、ラジアン毎秒毎秒とする。

ラジアン毎秒毎秒は、一秒につき一ラジアン毎秒の角加速度の大きさをいう。

十三　立体角の計量単位は、ステラジアンとする。

ステラジアンは、核の半径の平方に等しい面積の球面上の部分の中心に対する立体角をいう。

第六条を次のように改める。

（補助計量単位）

第六条　第三条及び前条の計量単位の補助計量単位は、次のとおりとする。

一　第三条第一号のメートルの補助計量単位は、ミクロンとする。

ミクロンは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二　第三条第二号のキログラムの補助計量単位は、グラム及びトンとする。

グラムは、キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

トンは、一、〇〇〇キログラムをいう。

三　第三条第三号の秒の補助計量単位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。

時は、三、六〇〇秒をいう。

四　第三条第五号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。

五　前条第一号の平方メートルの補助計量単位は、アールとする。

アールは、一〇〇平方メートルをいう。

六　前条第二号の立方メートルの補助計量単位は、リットルとする。

リットルは、立方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

七　前条第三号のメートル毎秒の補助計量単位は、メートル毎時とする。

メートル毎時は、一時間につき一メートルの速さをいう。

八　前条第四号のメートル毎秒毎秒の補助計量単位は、ガルとする。

ガルは、メートル毎秒毎秒の一〇〇分の一をいう。

九　前条第五号のニュートンの補助計量単位は、ダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十　前条第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム及び重量トンとする。

重量グラムは、重量キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

重量トンは、一、〇〇〇重量キログラムをいう。

十一　前条第六号のニュートン毎平方メートルの補助計量単位は、バールとする。

バールは、一〇〇、〇〇〇ニュートン毎平方メートルをいう。

十二　前条第六号の重量キログラム毎平方メートルの補助計量単位は、重量グラム毎平方メートルとする。

重量グラム毎平方メートルは、重量キログラム毎平方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十三　前条第七号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十四　前条第七号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

十五　前条第九号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十六　前条第九号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

十七　前条第十号の度の補助計量単位は、秒及び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一をいう。

分は、度の六〇分の一をいう。

十八　前条第十四号の立方メートル毎秒の補助計量単位は、リットル毎秒、リットル毎分、リットル毎時、立方メートル毎分及び立方メートル毎時とする。

リットル毎秒は、一秒につき一リットルの流量をいう。

リットル毎分は、一分につき一リットルの流量をいう。

リットル毎時は、一時間につき一リットルの流量をいう。

立方メートル毎分は、一分につき一立方メートルの流量をいう。

立方メートル毎時は、一時間につき一立方メートルの流量をいう。

十九　前条第十五号のキログラム毎秒の補助計量単位は、グラム毎秒、グラム毎分、グラム毎時、キログラム毎分、キログラム毎時、トン毎分及びトン毎時とする。

グラム毎秒は、一秒につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎分は、一分につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎時は、一時間につき一グラムの質量流量をいう。

キログラム毎分は、一分につき一キログラムの質量流量をいう。

キログラム毎時は、一時間につき一キログラムの質量流量をいう。

トン毎秒は、一秒につき一トンの質量流量をいう。

トン毎分は、一分につき一トンの質量流量をいう。

トン毎時は、一時間につき一トンの質量流量をいう。

二十　前条第十六号のニュートン秒毎平方メートルの補助計量単位は、ポアズとする。

ポアズは、ニュートン秒毎平方メートルの一〇分の一をいう。

二十一　前条第十七号の平方メートル毎秒の補助計量単位は、ストークスとする。

ストークスは、平方メートル毎秒の一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十二　前条第十八号のキログロム毎立方メートルの補助計量単位は、グラム毎リットル及びグラム毎立方メートルとする。

グラム毎リットルは、一リットルにつきグラムの密度をいう。

グラム毎立方メートルは、一立方メートルにつき一グラムの密度をいう。

二十三　前条第二十号のサイクル毎秒、サイクル又はヘルツの補助計量単位は、回毎分及び回毎時とする。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

二十四　前条第二十一号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

二十五　前条第三十号のウェーバの補助計量単位は、マクスウェルとする。

マクスウェルは、ウェーバの一〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二十六　前条第三十一号のテスラ又はウェーバ毎平方メートルの補助計量単位は、ガンマ及びガウスとする。

ガンマは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ガウスは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十七　前条第三十三号のアンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルの補助計量単位は、エルステッドとする。

エルステッドは、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルを円周率の四倍で除したものの一、〇〇〇倍をいう。

二十八　前条第三十五号のバール秒の補助計量単位は、バール時とする。

バール時は、三、六〇〇バール秒をいう。

二十九　前条第三十七号のボルトアンペア秒の補助計量単位は、ボルトアンペア時とする。

ボルトアンペア時は、三、六〇〇ボルトアンペア秒をいう。

三十　前条第四十一号の壊変毎秒の補助計量単位は、壊変毎分及びキュリーとする。

壊変毎分は、放射性核種の壊変数が一分につき一であるときの放射能をいう。

キュリーは、三七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇壊変毎秒をいう。

三十一　前条第四十二号の中性子毎秒の補助計量単位は、中性子毎分とする。

中性子毎分は、中性子が一分につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

2　前項に規定するもののほか、第三条及び前条の計量単位並びに同項の補助計量単位に一〇の整数乗を乗じたものを表わす補助計量単位は、政令で定める。

第七条中「外」を「ほか」に改め、「、液体又は粒状物の体積の計量」を削り、「速さ」の下に「、圧力」を加え、「、流量」を削る。

第九条中「照射線量」を「力率」に、「生体実効線量」を「エネルギーフルエンス」に、「生体実効線量率、粒子束」を「エネルギー束密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質壊変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第十二条中「左に」を「次に」に、「第三条第五号及び第五条第十九号」を「第三条第六号並びに第五条第二十七号及び第四十一号から第四十四号まで」に改め、各号を次のように改める。

一　直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺及び回転尺（政令で定めるものを除く。）

二　質量計（政令で定めるものを除く。）

三　温度計（政令で定めるものを除く。）

四　皮革面積計

五　ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク（政令で定めるものを除く。）

六　機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計（政令で定めるものを除く。）

七　アネロイド型圧力計（政令で定めるものを除く。）

八　ボンベ型熱量計及び流水型熱量計（政令で定めるものを除く。）

九　浮ひょう型密度計

十　浮ひょう型濃度計

十一　電力量計

十二　最大需要電力計

十三　無効電力量計

十四　照度計（政令で定めるものを除く。）

十五　照射線量計（政令で定めるものを除く。）

十六　騒音計（政令で定めるものを除く。）

十七　繊度計（政令で定めるものを除く。）

十八　浮ひょう型比重計

第二章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節　製造

（製造の事業の登録）

第十三条　計量器の製造（通商産業省令で定める範囲内の改造以外の改造を含む。以下同じ。）の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の製造の事業を行なおうとする場合は、この限りでない。

（登録の申請）

第十四条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、第十二条第十一号から第十三号までに掲げる計量器（以下「電気計器」という。）に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業省令で定めるところにより都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業の区分

三　当該計量器の製造をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四　当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項について調査しなければならない。

（登録の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、第十三条の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第二十七条、第三十五条又は第五十一条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第十六条　通商産業大臣は、第十三条の登録の申請があつた場合において、その申請に係る第十四条第一項第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

（登録簿）

第十七条　通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三　第二十七条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間

（登録証の交付）

第十八条　通商産業大臣は、第十三条の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2　登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所

三　事業の区分

（登録の有効期間）

第十九条　第十三条の登録の有効期間は、登録の日から起算して一〇年とする。ただし、再登録を妨げない。

（検査規程）

第二十条　第十三条の登録を受けた者（以下「製造事業者」という。）は、当該計量器の検査に関し、通商産業省令で定める事項を記載した検査規程を作成し、その事業を開始した後、遅滞なく、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、当該計量器について適正な品質を確保するため必要があると認めるときは、製造事業者に対し、前項の規定により届け出た検査規程を変更すべきことを命ずることができる。

（附帯事業）

第二十一条　製造事業者は、第三十一条の規定にかかわらず、当該計量器の修理（第十三条の通商産業省令で定める軽微な修理を除く。第六十九条第二項を除き、以下同じ。）の事業を行ない、又は第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が製造若しくは修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

（承継）

第二十二条　製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第十五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第二十三条　製造事業者は、第十四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた製造事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2　前項の場合において、前条の規定により製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第二十四条　製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第二十五条　製造事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第二十六条　製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第二十七条　通商産業大臣は、製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　不正な手段により第十三条の登録を受けたとき。

四　第十四条第一項第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五　第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

（登録の消除）

第二十八条　通商産業大臣は、製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第二十九条　製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（省令への委任）

第三十条　この節に定めるもののほか、登録の手続、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第二節　修理

（修理の事業の登録）

第三十一条　計量器の修理の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその事業を行なおうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の修理の事業を行なおうとする場合は、この限りでない。

（登録の申請）

第三十二条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその修理の事業を行なおうとする場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業の区分

三　当該計量器の修理をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地その他その事業を行なおうとする場所

四　当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

（登録の基準）

第三十三条　通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十一条の登録の申請があつた場合において、その申請に係る前条第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

（附帯事業等）

第三十四条　第三十一条の登録を受けた者（以下「修理事業者」という。）は、第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

2　修理事業者（電気計器について第三十一条の登録を受けた者を除く。）であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において工場又は事業場を設けないで当該計量器の修理の事業を行なおうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、同条の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

（登録の取消し等）

第三十五条　通商産業大臣又は都道府県知事は、修理事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　次条において準用する第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　不正な手段により第三十一条の登録を受け

たとき。

四　第三十二条第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五　次条において準用する第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

（準用規定）

第三十六条　第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十条までの規定は、第三十一条の登録及び修理事業者に準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣又は都道府県知事」とあるのは、「通商産業大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十七条から第四十六条まで　削除

第四十七条第一項中「計量器の販売又は販売の仲立（以下「販売等」という。）」を「政令で定める計量器の販売又は販売の仲立ち（輸出のための販売又は販売の仲立ちを除く。以下「販売等」という。）」に、「行おう」を「行なおう」に、「区分」を「事業の区分」に、「店舗ごとに、その所在地を管轄する」を「事業を行なおうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその」に、「但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可」を「ただし、計量器の製造、修理」に、「許可又は登録」を「登録」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「販売等の事業を行おう」を「同項の政令で定める計量器の販売等の事業を行なおう」に、「販売等の方法及び期間を定めて、その店舗（店舗のない者にあつては、住所）の所在地」を「その旨をその事業を行なおうとする場所」に改め、後段を削る。

第四十八条及び第四十九条を削り、第五十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「販売等の事業」を「前条第一項」に、「左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その店舗の所在地」を「次の事項を記載した申請書をその事業を行なおうとする場所」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「、その代表者の氏名及び住所」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改め、同条を第四十八条とする。

二　事業の区分

三　店舗の所在地その他その事業を行なおうとする場所

第五十一条第一項中「販売等の事業の登録の申請が左の」を「第四十七条第一項の登録の申請が次の」に改め、同項第一号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行うに」を「行なうのに」に改め、同項第二号中「通商産業省令で定める計量器の販売等の事業の登録の申請にあつては、」を削り、「検定証印」の下に「、型式承認番号」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（附帯事業等）

第五十条　第四十七条第一項の登録を受けた者（以下「販売事業者」という。）であつて、通商産業省令で定める検査のための設備を有するものは、第三十一条の規定にかかわらず、当該登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理の事業を行なうことを妨げない。

2　前項の修理の事業を行なおうとする者は、その旨を当該登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

3　販売事業者であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において店舗を設けないで当該計量器の販売等の事業を行なおうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

第五十二条から第五十八条まで及び第六十条から第六十二条までを削り、第五十九条の見出し中「、定めて、」を「定めて、」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「第四十九条各号の一」を「次条において準用する第五十条第一号又は第三号」に改め、同条第三号中「販売等の事業」を「第四十七条第一項」に改め、同条第四号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行う」を「行なう」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の十一条を加える。

（準用規定）

第五十二条　第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十六条までの規定は、第四十七条第一項の登録及び販売事業者に準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十三条から第六十二条まで　削除

第六十三条の前の見出しを「（譲渡等の制限）」に改め、同条中「計量器の」を「体温計その他の政令で定める計量器の」に、「第九十二条」を「第九十二条」に改める。

第六十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「又は販売事業者」を「及び前条の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「比較検査成績書とともに」を削り、同号を同項第三号とし、同項第七号及び第八号並びに同条第二項から第六項までを削る。

第六十五条を削り、第六十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「販売事業者（第六十三条に規定する者を除く。）は、左の各号の一に該当する計量器」を「第六十三条の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者（同条に規定する者を除く。）は、当該計量器であつて次の各号の一に該当するもの」に、「貸渡」を「貸渡し」に改め、同項第二号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十五条とする。

第六十七条中「左に掲げる」を「輸出する」に改め、各号を削り、同条を第六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（使用の制限）

第六十七条　計量をするための器具、機械又は装置でないもの及び次の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量（繊度及び比重の計量単位及び補助計量単位であつて第九条の通商産業省令で定めるものによる計量を含む。第百三十九条第一項及び第百五十六条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一　検定証印又は比較検査証印が附されていない計量器

二　第九十条に規定する計量器で検定に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したもの

三　比較検査に合格した計量器であつて、比較検査の有効期間を経過したもの

2　電気計器であつて変成器とともに使用されるもの（以下「変成器付電気計器」という。）は、第九十一条第四項の合番号が附されている変成器とともにするのでなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

第六十八条　次に掲げるものについては、前条の規定は、適用しない。

一　きつ水によりこれに積載した貨物の質量を計る場合におけるその船舶

二　政令で定める計量器

（検定証印等のまつ消）

第六十九条　検定証印又は比較検査証印が附されている計量器の改造（第十三条の通商産業省令で定める範囲内の改造を除く。）又は修理をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その検定証印若しくは比較検査証印又はその計量器

に附されている第九十一条第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならない。

2　第九十一条第四項の合番号が附されている変成器の改造又は修理（通商産業省令で定める軽微な修正を除く。）をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならない。

第七十条　次に掲げる場合は、前条第一項の規定は、適用しない。

一　製造事業者、修理事業者又は第五十条第一項に規定する販売事業者が当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するとき。

二　第百七十三条の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するとき。

2　前項第一号に規定する者は、同号に規定する修理をしたときは、通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査しなければならない。

3　第一項第二号に規定する者は、同号に規定する修理をしたときは、第百七十七条第一号に規定する計量士に、同条第二号の通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査させなければならない。

（商品の長さ等の明示）

第七十一条　法定計量単位により商品の長さ、質量又は体積を計つて、当該法定計量単位によりその商品を販売する者は、その商品を購入する者に、当該法定計量単位によるその商品の長さ、質量又は体積を明示するよう努めなければならない。

第七十二条中「販売する者は、第六十八条の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない」を「販売する者については、第六十七条第一項の規定は、適用しない」に改める。

第七十五条の見出し中「正味量」を「正味量等」に改め、同条第一項中「包装に」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第四項中「第六十八条」を「第七十二条」に、「計量器を使用して計量する」を「その正味量を計る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十五条の二　法定計量単位による質量又は体積により計量することが計量の適正な実施を確保するため特に必要であると認められる商品であつて政令で定めるものを容器に入れ、その容器とともに販売する者は、その容器に、政令で定めるところにより、法定計量単位によるその商品の質量又は体積を表記しなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する者が同項の規定による表記をする場合に準用する。

3　前条第一項に規定する者が同項の規定による正味量の表記をする場合は、前二項の規定は、適用しない。

第七十六条第三項中「第六十八条」を「第七十二条」に、「計量器を使用して計量する」を「その品質を計る」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十七条第一項中「第七十五条第一項」の下に「、第七十五条の二第一項」を、「正味量」の下に「、商品の質量若しくは体積」を、「名称」の下に「及びその表記をした場所」を加え、同条第二項中「正味量」の下に「、商品の質量若しくは体積」を加える。

第八十三条及び第八十四条を削り、第八十五条を第八十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十四条及び第八十五条　削除

「第四章　検定、比較検査及び基準器検査」を「第四章　検定、型式の承認、比較検査及び基準器検査」に改める。

第八十六条中「計量器の」を削り、「又は都道府県知事が行う」を「、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行なう」に改める。

第八十七条を削り、第八十八条中「又は都道府県」を「、都道府県又は日本電気計器検定所」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第一号中「災害」の下に「その他やむを得ない事由」を加え、同条第二号中「前条第一項但書第一号の」を削り、同条第三号中「第八十六条」を「前条」に、「計量器の区分に従い」を「区分に従い当該計量器の検定を行なう」に、「又は都道府県知事の許可」を「、都道府県知事又は日本電気計器検定所の承認」に改め、同条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検定の合格条件等）

第八十八条　検定を行なつた計量器が第一号から第三号まで（変成器付電気計器にあつては、次の各号）に適合するときは、合格とする。

一　政令で定める種類に属すること。

二　通商産業省令で定める構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）を有すること。

三　その器差が政令で定める検定公差をこえないこと。

四　電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める検定公差をこえないこと。

2　政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものは、その検定に際しては、前項第一号及び第二号の規定に適合するものとみなす。

3　第一項第二号に適合するかどうか（前項に規定する場合にあつては、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するかどうか）は、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

4　第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

5　第一項第四号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器であつて第八項の検査に合格したものの誤差に基づき、通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

6　第二項の政令で定める計量器について検定を受ける場合には、当該計量器に、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、当該計量器が第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものであるときは、この限りでない。

7　変成器付電気計器について検定を受ける場合には、当該電気計器に、これとともに使用しようとする変成器を添えなければならない。ただし、当該変成器に附されている第九十一条第四項の合番号に表示された日から起算して通商産業省令で定める期間を経過する日までに、当該変成器付電気計器について検定を受ける場合は、この限りでない。

8　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前項の変成器について検査を行ない、その構造及び誤差が通商産業省令で定める基準に適合するときは、合格とする。

9　前項に定めるもののほか、同項の検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

第八十九条から第九十条までを削り、第九十一条第一項中「計量器の区分」を「区分」に、「行う」を「行なう」に、「第八十九条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「原型が第八十九条第一項第三号の規定に適合する」を「原型の器差が政令で定める原型公差をこえない」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十二条中「ガソリン量器」の下に「、電気計器」を加え、「その他の」を「その他」に改め、同条を第九十条とする。

第九十三条第一項ただし書を削り、同条に次の

一項を加え、同条を第九十一条とする。

4　変成器付電気計器が検定に合格したときは、当該電気計器及びこれとともに使用される変成器であつて第八十八条第七項の規定により当該電気計器に添えられたものには、合番号を附する。この場合において、当該変成器に附すべき合番号には、その検定を行なつた日を表示しなければならない。

第九十四条中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十五条中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十六条第一項を次のように改め、同条を第九十四条とする。

検定に合格しなかつた計量器（変成器付電気計器が検定に合格しなかつた場合における第九十一条第四項に規定する変成器を含む。）に検定証印若しくは比較検査証印又は同項の合番号が附されているときは、その検定証印、比較検査証印又は合番号を除去し、又はこれに消印を附する。

第四章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　型式の承認

（製造事業者に係る計量器の型式の承認）

第九十五条　製造事業者は、当該登録に係る事業の区分に属する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業の区分

三　当該計量器の製造をする工場又は事業場の名称及び所在地

四　登録の年月日及び登録番号

2　前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならない。

（承認の基準）

第九十六条の二　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計量器が第八十八条第一項第一号の政令で定める種類に属し、かつ、同項第二号の通商産業省令で定める構造を有すると認めるときは、承認をしなければならない。

（輸入事業者に係る計量器の型式の承認等）

第九十六条の三　計量器の輸入の事業を行なう者（以下「輸入事業者」という。）は、輸入する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

2　第九十六条（同条第一項第二号及び第四号を除く。）及び前条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第九十六条第一項第三号中「製造をする工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造をする者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

（承認又は不承認の処分をすべき期限）

第九十六条の四　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は前条第一項の承認の申請があつたときは、申請の受理の日から三月（政令で定める場合は、政令で定める期間）以内に、その申請に係る型式について、承認又は不承認の処分をしなければならない。

（不承認の理由の通知）

第九十六条の五　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る型式について不承認の処分をしたときは、その申請をした者に対し、不承認の理由を通知しなければならない。

（型式承認番号の表示）

第九十六条の六　第九十五条の承認を受けた製造事業者又は第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者は、当該承認に係る型式に属する計量器に、通商産業省令で定める方式による型式承認番号を附することができる。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器に同項の型式承認番号又はこれとまぎらわしい表示を附してはならない。

（型式承認番号のまつ消）

第九十六条の七　型式承認番号が附されている計量器について、改造（第十三条の通商産業省令で定める範囲内の改造を除く。）若しくは修理をした製造事業者、修理をした修理事業者、第五十条第一項若しくは第七十条第一項第一号に規定する修理をした第五十条第一項第二号に規定する販売事業者又は第七十三条の指定を受けた者は、修理をした第百七十三条の指定を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、その型式承認番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならない。ただし、その修理をした計量器がその修理前に属していた型式と同一の型式に属するときは、この限りでない。

（変更の届出）

第九十六条の八　第九十五条の承認を受けた製造事業者又は第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者は、第九十六条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第九十六条の三第二項において準用する第九十六条第一項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。

（公示）

第九十六条の九　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（準用規定）

第九十六条の十　第二十二条本文及び第二十三条第二項の規定は、第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者に準用する。

第九十八条を削り、第九十七条の二中「政令で定める計量器」を「電気計器以外の計量器であつて政令で定めるもの」に改め、同条を第九十八条とする。

第九十九条第一項第一号中「第八十九条第一項第一号」を「第八十八条第一項第一号」に改める。

第百一条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2　比較検査証印には、前条の有効期間の満了の日を表示しなければならない。

第百二条第二項を消る。

第百三条中「第八十九条第一項各号」を「第八十八条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第百四条第一項中「但し」を「ただし」に、「第八十九条第一項各号」を「第八十八条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第百五条中「第九十四条及び第九十五条」を「第八十七条、第九十二条及び第九十三条」に改める。

第百六条を次のように改める。

（基準器検査の主体）

第百六条　基準器検査は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行なう。

第百六条の二を削る。

第百七条第三項中「行う」を「行なう」に改め、「都道府県知事」の下に「又は日本電気計器検定所」を加える。

第百九条ただし書を削る。

第百十四条中「第八十八条、第九十四条及び第

九十五条」を「第八十七条、第九十二条及び第九十三条」に改める。

第百二十三条の見出し中「設備の」を削り、同条中「積卸」を「積卸し」に、「行う」を「行なう」に、「以下」を「船積貨物の積込み又は陸揚げを行なうに際してするその貨物の質量又は体積の証明を除く。以下」に、「行おう」を「行なおう」に、「計量証明に使用する計量器につき、その事業所の」を「通商産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その」に改める。

第百二十四条の見出しを「（登録の申請）」に改め、同条中「左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、」を「次の事項を記載した申請書を」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「、その代表者の氏名」に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　事業の区分

第百二十五条を次のように改める。

（登録の欠格条項）

第百二十五条　次の各号の一に該当する者は、第百二十三条の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第百三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

第百二十八条を削り、第百二十七条第一項中「その」を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条を第百二十八条とする。

三　事業の区分

第百二十六条中「左の」を「次の」に改め、第四号を削り、第二号及び第三号を次のように改め、同条を第百二十七条とする。

二　第百二十四条第一号から第三号までに掲げる事項

三　第百三十条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間

第百二十五条の次に次の一条を加える。

（登録の基準）

第百二十六条　都道府県知事は、第百二十三条の登録の申請が次の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一　計量証明に使用する計量器が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　計量証明の事業を行なうのに必要な事業所を有すること。

三　計量士又は第一号の計量器の構造及び公差について使用上必要な知識を有する者が置かれていること。

第百二十九条中「受けた者」の下に「（以下「計量証明事業者」という。）」を加え、「その計量証明の」を「当該登録に係る」に、「その登録」を「当該登録」に、「登録は」を「当該登録は」に改める。

第百三十条を次のように改める。

（登録の取消し等）

第百三十条　都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　第百二十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　不正な手段により第百二十三条の登録を受けたとき。

四　第百二十六条第一号の計量器であつて同号の通商産業省令で定める基準に適合するもの又は同条第二号に規定する事業所を欠くに至つたとき。

第百三十一条を次のように改める。

（準用規定）

第百三十一条　第十九条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十条までの規定は、第百二十三条の登録及び計量証明事業者に準用する。この場合において、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百三十二条第一項中「計量証明の事業を行なう者」を「計量証明事業者」に、「受けたときは、一箇月以内に、登録を受けた計量器」を「受けた日から一年ごとに、計量証明に使用する計量器（第六十八条第二号の政令で定めるものを除く。）」に改め、後段を削り、同条第二項中「第百二十三条の登録を受けた者」を「計量証明事業者」に、「受けた者が」を「受けたものが、」に、「使用する計量器については」を「計量証明に使用する計量器について、毎年一回、第百七十七条第一号に規定する計量士に、当該計量器が第百三十五条第一項各号に適合するかどうかを検査させた場合には」に改め、同条第三項を削る。

第百三十四条中「但し、計量証明の事業を行なう者」を「ただし、計量証明事業者」に改める。

第百三十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「（その計量器が第九十三条第一項但書又は第百一条但書の通商産業省令で定めるものである場合を除く。）」を削り、同項第四号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第三号」に、「第百四十五条第二項」を「第百四十五条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に適合するかどうかは、第百四十五条第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第百三十六条中「同条」を「同項」に、「行つた」を「行なつた」に改める。

第百三十八条中「第九十五条」を「第九十三条」に改める。

第百三十九条第一項中「行う」を「行なう」に、「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、第一号を削り、同項第二号中「第六十四条第一項第八号」を「第六十八条第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「第百二十三条の登録を受けた」を「計量証明事業者が計量証明に使用する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項但書第七号に規定する計量器（第六十八条第二号の政令で定めるものを除く。）」に、「但し、第百三十二条第三項の規定による検査をした」を「ただし、第百三十二条第二項に規定する」に改める。

第百四十二条中「都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所（都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定したときは、その指定した場所）」に、「但し、左の」を「ただし、都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定した場合において、次の」に改め、同条第一号中「第八十七条第一項但書第一号」を「第八十七条ただし書第二号」に改め、同条第二号中「許可」を「承認」に改める。

第百四十三条第二項を削る。

第百四十四条中「行う」を「行なう」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第百四十五条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第百四十八条中「第九十五条」を「第九十三条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所」とあるのは、「都道府県知事又は特定市町村の長」と読み替えるものとする。

第百五十一条の二第一項中「第百四十五条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて検査を行い」を「方法による検査を行ない」に、「もの」を「者」に、「但し」を「ただし」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二項中「添付して、第百四十三条第一項の規定による公示のあつた日から二十日以内」を「添えて、定期検査の実施の期日の一〇日前まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の検査を行なおうとする計量士は、その検査に用いる基準器について、検査の場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長の登録を受けなければならない。

第百五十一条の二第五項を削り、同条第六項中「前二項に定めるものの外、第四項」を「前項に定めるもののほか、同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百五十二条中「第九十五条」を「第九十三条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十三条中「通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所」とあるのは、「都道府県知事又は特定市町村の長」と読み替えるものとする。

第百五十四条第一項中「製造若しくは修理」を「検査」に改める。

第百五十五条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を「国又は都道府県若しくは」に改める。

第百五十六条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「第七十条各号に掲げる」を「第六十八条第二号の政令で定める」に、「左の各号の一」を「第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器にあつては、第一号、第三号又は第四号）」に、「その計量器の」を「その計量器に附されている」に、「又は比較検査証印」を「若しくは比較検査証印又は第九十一条第四項の合番号」に改め、第四号を第五号とし、同項第三号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める使用公差をこえること。

第百五十六条第三項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項第三号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器の誤差に基づき、第八十八条第五項の通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

第百五十六条第二項中「前項第一号又は第二号」を「第一項第二号」に、「第百四十五条第二項」を「第百四十五条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当するかどうかは、第百四十五条第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第百五十六条の次に次の一条を加える。

第百五十六条の二 前条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用されるガスメーター、水道メーター又は電気計器が同項第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器にあつては、同項第一号、第三号又は第四号）に該当するときは、その計量器に附されている検定証印若しくは比較検査証印又は第九十一条第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

第百五十七条の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第一項中「正味量表記商品」の下に「であつて第七十五条第二項の政令で定めるもの」を、「品質表記商品」の下に「であつて第七十六条第一項の政令で定めるもの」を加え、「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、第百五十四条第一項の規定により、その職員に、通商産業省令で定める抽出の方法により、前項に規定する正味量表記商品であつて通商産業省令で定めるものを検査させた場合において、抽出した商品がその正味量について通商産業省令で定める基準に適合しないときは、抽出に係る商品の表記をまつ消することができる。

第百五十七条の次に次の一条を加える。

（勧告等）

第百五十七条の二 都道府県知事又は特定市町村の長は、物象の状態の量について法定計量単位により取引若しくは証明をする者が第七十一条、第七十二条第二項、第七十五条第一項若しくは第三項若しくは第七十六条第二項の規定を遵守せず、又は第七十六条の二第一項に規定する者が同項若しくは同条第二項において準用する第七十五条第三項の規定を遵守していないため、計量の適正な実施の確保に支障を生じていると認めるときは、これらの者に対し、計量の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第百五十八条中「第七十二条」を「第七十一条」に、「又は前条」を「、第百五十七条又は前条」に、「行わせる」を「行なわせる」に改める。

第百五十八条の二第一項中「第百五十七条」を「第百五十七条の二」に、「取締」を「取締り」に、「行う」を「行なう」に改める。

第百六十一条の見出しを「（登録の欠格条項）」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「この法律」を「第百六十六条」に、「取消」を「その取消し」に、「二年」を「一年」に改め、同号を同条第二号とする。

第百六十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号中「終了し、且つ」を「修了し、かつ」に、「七年」を「五年」に改める。

第百六十三条中「通商産業省に」を「通商産業大臣は」に、「左の」を「次の」に改める。

第百六十五条を次のように改める。

（変更の届出等）

第百六十五条 計量士は、前条第二項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、当該届出にその計量士登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第百六十六条の見出しを「（登録の取消し等）」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「二年」を「一年」に、「定めて」を「定めて、」に、「を停止する」を「の停止を命ずる」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「第百六十一条各号の一」を「第百六十一条第一号」に改め、同条第三号中「手段により」の下に「計量士の」を加える。

第百六十七条の見出し中「まつ消」を「消除」に改め、同条中「第百六十三条の規定による登録をまつ消」を「その登録を消除」に改める。

第百七十四条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」に改め、同条第四号中「基準器の種類」を「計量器の検査のための設備の名称、性能」に改める。

第百七十六条の見出し中「欠格事由」を「欠格条項」に改め、同条中「第百八十一条」を「第百八十条」に、「取消」を「その取消し」に改める。

第百七十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号

を次のように改め、第三号を削る。

二　使用する計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものを備えること。

第百七十八条を削り、第百七十九条の見出しを「（計量管理規程等）」に改め、同条第一項中「作成し」の下に「、指定を受けた後、遅滞なく」を加え、同条を第百七十八条とする。

第百八十条を第百七十九条とし、第百八十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第百七十九条第一項」を「第百七十八条第一項に」、「第百七十九条第二項」を「同条第二項」に、「第百七十三条の」を「その」に改め、同条を第百八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十一条　削除

第百八十一条の三の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三号中「製造」の下に「及び検査」を加え、「であつて、」を「であつて」に改め、「名称」の下に「、性能」を加える。

第百八十一条の四中「前条」を「第百八十一条の二」に、「左の」を「次の」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第三号中「であつて、」を「であつて」に改め、「技術上の」を削り、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　特殊容器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものを備えること。

第百八十一条の五の見出しを「（製造管理規程）」に改め、同条中「作成し」の下に「、指定を受けた後、遅滞なく」を加える。

第百八十一条の六第一項中「左の」を「次の」に、「方法」を「方式」に改める。

第百八十一条の七第二項中「、基準器検査に合格した基準器を用いて」を削る。

第百八十一条の九の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「第百八十一条の二の」を「その」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「手段により」の下に「第百八十一条の二の」を加える。

第百八十一条の十第一項中「第百七十六条及び第百七十八条」を「第九十六条の九及び第百七十六条」に改め、同条第二項中「第百八十条」を「第百七十九条」に改める。

第百八十二条第一項中「検定、」の下に「第八十八条第八項の検査、」を加え、同条第二項中「計量器又は」を「計量器（変成器付電気計器にあつては、当該電気計器とともに使用される変成器を含む。）又は」に、「貸渡又は引渡」を「貸渡し又は引渡し」に改める。

第百八十三条第一項中「原処分をした行政機関の下に「又は日本電気計器検定所（以下「行政機関等」という。）」を加え、「立会い」を「立会い」に、「その行政機関」を「その行政機関等」に改め、同条第二項中「第八十八条但書、第九十八条但書」を「第八十七条ただし書」に、「第百十四条」を「第百五条又は第百十四条」に、「第百四十二条但書」を「第百四十二条ただし書」に、「行政機関」を「行政機関等」に、「検査を受けた計量器等」を「検査を受け、若しくは第百四十二条本文の規定によりその所在の場所において定期検査を受けた計量器」に、「許可」を「承認」に改める。

第百八十四条中「一箇月」を「一月」に、「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第百八十五条中「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第百八十六条第一項中「行政機関」を「行政機関等」に、「立会」を「立会い」に改める。

第百八十七条、第百八十八条（見出しを含む。）及び第百九十一条中「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第百九十二条の見出しを「（立会い）」に改め、同条中「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第百九十三条中「第八十九条」を「第八十八条」に改める。

第百九十四条第三項中「行つた行政機関」を「行なつた行政機関等」に改める。

第百九十七条に次の一項を加える。

2　この法律の規定による日本電気計器検定所の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第百九十八条ただし書中「第百五十六条第一項」の下に「又は第百五十六条の二第一項」を、「ついての」の下に「異議申立て又は」を加える。

第百九十九条第一項中「行つた行政機関」を「行なつた行政機関等」に改める。

第二百二条の見出し中「審査請求」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条第一項中「第百五十六条第一項第一号又は第二号」を「第百五十六条第一項第一号、第二号又は第三号」に改め、「同項」の下に「又は第百五十六条の二第一項」を、「ついての」の下に「異議申立て又は」を加え、同条第二項中「ついての」の下に「異議申立て又は」を加える。

第二百七条の見出し中「審査請求」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条中「第百五十六条第一項第一号又は第二号」を「第百五十六条第一項第一号、第二号又は第三号」に改め、「同項」の下に「又は第百五十六条の二第一項」を、「ついての」の下に「異議申立て又は」を加える。

第二百十六条を次のように改める。

（計量行政審議会への諮問）

第二百十六条　通商産業大臣は、第六条第二項、第七条、第四十七条第一項、第六十三条、第七十二条第一項、第七十五条第一項及び第二項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項、第七十六条第一項、第七十八条、第八十一条、第八十二条、第八十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項、第九十九条第一項第三号、第百七条第一項第一号及び第三号並びに第百四十五条第一項第三号（第百五十二条において準用する場合を含む。）の政令制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第九条、第十三条、第十六条、第二十条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条、第四十七条第一項、第八十八条第一項第二号、第三項から第五項まで及び第八項、第九十九条第一項第二号、第二項及び第三項、第百七条第一項第二号、第二項及び第三項、第百二十三条、第百二十六条第一号、第百四十五条第一項第二号、第二項及び第三項（第百五十二条において準用する場合を含む。）、第百五十七条第二項、第百七十七条第二号、第百八十一条の二、第百八十一条の四、第百八十一条の六第一項第二号並びに第百八十一条の七第二項の通商産業省令の制定若しくは改廃を行なおうとするときは、計量行政審議会に諮問しなければならない。

第二百十七条第一項中「左に掲げる」を「第二十七条、第三十五条、第五十一条、第百三十条、第百六十六条、第百八十条又は第百八十一条の九の規定による」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、各号を削る。

第二百十八条中「第十三条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条から第三十四条まで」を「第九十五条から第九十六条の五まで、第九十六条の八、第九十六条の九」に、「第百八十一条」を「第百八十条」に、「行う」を「行なう」に改める。

第二百十九条中「都道府県知事」の下に「若しくは日本電気計器検定所」を加える。

第二百二十条中「若しくは都道府県」を「、都道府県若しくは日本電気計器検定所」に改める。

第二百二十一条の見出しを「（検定用具等の貸付け）」に改め、同条中「基準器その他の」を削る。

第二百二十二条第一項中「（通商産業大臣を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、検定等を行なう行政機関等がその検定等に用いる基準器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

第二百二十二条第二項中「行う製造の事業の許可若しくは再許可、製造の事業の許可証」を「行なう修理の事業の登録若しくは再登録、修理の事業の登録証」に、「検定」を「第九十五条若しくは第九十

六条の三第一項の承認、検定、第八十八条第八項の検査」に改め、「及び」の下に「製造の事業の登録若しくは再登録、製造の事業の登録証の訂正若しくは再交付、」を加え、「第百八十一条の八但書」を「第百八十一条の八ただし書」に改め、「、構造検査、部品検査」を削り、「行う第百五十条第一項の検査又は第百五十一条の二第四項の登録」を「行なう第百五十一条の二第四項の登録、定期検査又は第百五十条第一項の検査」に改め、「当該特定市町村の」の下に「、日本電気計器検定所の行なう第九十五条若しくは第九十六条の三第一項の承認、検定、第八十八条第八項の検査又は基準器検査を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の」を加える。

第二百二十三条第二項中「異議の申立」を「不服申立て」に改める。

第二百二十五条中「及び第百五十四条第一項の職員」を削る。

第二百二十六条中「六箇月とする」を「通商産業省令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の通商産業省令で定める期間は、四月を下つてはならない。

第二百二十七条第二項中「五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

第二百二十九条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二百二十九条の二　この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二百三十一条中「第十三条第一項、第三十五条第一項、第六十三条、第六十六条第一項、第六十八条」を「第六十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第二百三十三条から第二百三十五条までを次のように改める。

第二百三十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十三条、第三十一条、第四十七条第一項、第六十三条、第六十五条又は第百二十三条の規定に違反した者

二　第二十七条、第三十五条、第五十一条又は第百三十条の規定による命令に違反した者

第二百三十四条　第六十九条第一項若しくは第二項、第七十四条、第九十六条の六第二項又は第百三十二条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十五条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項、第五十条第二項、第七十条第二項若しくは第三項、第七十二条第一項、第七十五条第二項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十六条第一項、第七十八条から第八十二条まで、第百三十九条第一項若しくは第二項、第百五十条第一項、第百六十八条又は第百八十一条の六第二項の規定に違反した者

二　第百六十六条の規定による命令に違反した者

第二百三十六条中「左の」を「次の」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第百七十八条第一項又は第百八十一条の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第八十三条又は第九十六条の七の規定に違反した者

第二百三十六条第三号中「規定に基く政令の規定に違反して」を「規定による」に改め、同条第四号中「又は」の下に「同項の規定による」を加え、同条第五号中「第百五十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第百五十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二百三十七条及び第二百三十八条を削り、第二百三十九条を第二百三十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（過料）

第二百三十八条　第二十三条第一項（第三十六条、第五十二条又は第百三十一条において準用する場合を含む。）、第九十六条の八、第百六十五条又は第百七十九条（第百八十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第二百三十九条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第二十四条（第三十六条、第五十二条又は第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十九条（第三十六条、第五十二条又は第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

別表を次のように改める。

別表

納付しなければならない者	金額
一　製造の事業の登録を受けようとする者	一〇、〇〇〇円
二　製造の事業の再登録を受けようとする者	五、〇〇〇
三　修理の事業の登録を受けようとする者	五、〇〇〇
四　修理の事業の再登録を受けようとする者	二、五〇〇
五　販売等の事業の登録を受けようとする者	二、〇〇〇
六　販売等の事業の再登録を受けようとする者	一、〇〇〇
七　計量証明の事業の登録を受けようとする者	五、〇〇〇
八　計量証明の事業の再登録を受けようとする者	二、五〇〇
九　第百五十一条の二第四項の登録を受けようとする者	五〇〇
十　計量士の登録を受けようとする者	二、〇〇〇
十一　製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者	四〇〇
十二　製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者	四〇〇
十三　計量士国家試験を受けようとする者	二、〇〇〇
十四　計量器使用事業場を指定を受けようとする者	一、〇〇〇
十五　第百八十一条の二の指定を受けとする者	四〇、〇〇〇
十六　第百八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者	二〇、〇〇〇
十七　第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けようとする者	
(1)　直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺又は回転尺	
イ　金属製の直尺、巻尺、畳尺又ははさみ尺	一五、〇〇〇
ロ　その他の直尺、巻尺、畳尺又ははさみ尺	二五、〇〇〇
ハ　回転尺	五〇、〇〇〇

(2) 質量計	
イ 手動はかり	
ひよう量が一〇トン以上のもの	二〇〇、〇〇〇
ロ 指示はかり	
ひよう量が二〇キログラム未満のもの	二、〇〇〇
ひよう量が二〇キログラム以上二トン未満のもの	五、〇〇〇
ひよう量が二トン以上一〇トン未満のもの	三〇、〇〇〇
ひよう量が一〇トン以上のもの	二〇〇、〇〇〇
ハ 自動はかり	五〇、〇〇〇
ニ 分銅又はおもり	二、〇〇〇
(3) 温度計	
イ ガラス製温度計	三〇〇
ロ その他の温度計	一、〇〇〇
(4) 皮革面積計	一、〇〇〇
(5) ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク	
イ ます（ガソリン量器を除く。）、積算体積計及び目盛付タンク	三〇〇
ロ ます（ガソリン量器に限る。）、積算体積計及び目盛付タンク	五〇、〇〇〇
(6) 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計	五〇〇
(7) アネロイド型圧力計	五〇〇
(8) ボンベ型熱量計及び流水型熱量計	五、〇〇〇
(9) 浮ひよう型密度計	二五〇
(10) 浮ひよう型濃度計	二五〇
(11) 電力量計	
イ 変成器とともに使用される電力量計	四〇、〇〇〇
ロ その他の電力量計	一、〇〇〇
(12) 最大需要電力計	一五、〇〇〇
(13) 無効電力量計	一〇、〇〇〇
(14) 照度計	一〇、〇〇〇
(15) 照射線量計	三〇、〇〇〇
(16) 騒音計	三〇〇
(17) 繊度計	二五〇
(18) 浮ひよう型比重計	二五〇

十八　検定を受けようとする者（第八十八条第二項の政令で定める計量器にあつては、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものについて検定を受けようとする者に限る。）

(1) 直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺及び回転尺	一個につき　円
イ 直尺、巻尺、畳尺及びはさみ尺	一〇〇
ロ 回転尺	五〇〇
(2) 質量計	
イ 手動はかり	
(イ) 天びん	一、〇〇〇
(ロ) 棒はかり	一〇〇
(ハ) その他の手動はかり	
ひよう量が二トン未満のもの	五、〇〇〇
ひよう量が二トン以上一〇トン未満のもの	三、〇〇〇

十九　第八十八条第二項の政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属さないものについて検定を受けようとする者

同一の構造を有する計量器ごとに、第十七号の下欄に掲げる金額と、前号の下欄に掲げる金額に一回に検定を受ける計量器の	一、〇〇〇

		数を乗じて得た金額との合算額
二十	第八十八条第八項の検査を受けようとする者	一個につき　円 一五〇、〇〇〇
二十一	原型検査を受けようとする者	
(1)	直尺又は巻尺の原型	五、〇〇〇
(2)	ますの原型	五〇〇
(3)	その他の計量器の原型	一〇、〇〇〇
二十二	比較検査を受けようとする者	
(1)	直尺、巻尺、曲尺、はさみ尺及び回転尺	一五、〇〇〇
(2)	質量計	
イ	手動はかり	
(イ)	天びん	一、五〇〇
(ロ)	棒はかり	三〇〇
(ハ)	その他の手動はかり	
	ひょう量が二トン未満のもの	七、五〇〇
	ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	四五、〇〇〇
	ひょう量が一〇トン以上のもの	三〇〇、〇〇〇
ロ	指示はかり	
	ひょう量が二〇キログラム未満のもの	三、〇〇〇
	ひょう量が二〇キログラム以上二トン未満のもの	七、五〇〇
	ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	四五、〇〇〇
	ひょう量が一〇トン以上のもの	二五〇、〇〇〇
ハ	自動はかり	七五、〇〇〇
ニ	分銅及びおもり	二、〇〇〇
(3)	温度計	
イ	ガラス製温度計	三、〇〇〇
ロ	その他の温度計	五、〇〇〇
(4)	皮革面積計	一、五〇〇
(5)	ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク	
イ	ます（ガソリン量器を除く。）及び化学用体積計	一、五〇〇
ロ	ます（ガソリン量器に限る。）、積算体積計及び目盛付タンク	六〇、〇〇〇
(6)	機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計	六〇〇
(7)	アネロイド型圧力計	一、〇〇〇
(8)	ボンベ型熱量計及び流水型熱量計	一五、〇〇〇
(9)	浮ひょう型密度計	二、五〇〇
(10)	浮ひょう型濃度計	二、五〇〇
(11)	照度計	一五、〇〇〇
(12)	照射線量計	一五〇、〇〇〇
(13)	騒音計	四五、〇〇〇
(14)	繊度計	五〇〇
(15)	浮ひょう型比重計	二、五〇〇
二十三	基準器検査を受けようとする者	
(1)	長さ基準器	一五、〇〇〇
(2)	質量基準器	三〇〇、〇〇〇
(3)	温度基準器	六、〇〇〇
(4)	面積基準器	三、〇〇〇
(5)	体積基準器	六〇、〇〇〇
(6)	速さ基準器	三〇、〇〇〇
(7)	圧力基準器	一〇、〇〇〇
(8)	熱量基準器	一五、〇〇〇
(9)	密度基準器	二、五〇〇
(10)	濃度基準器	二、五〇〇
(11)	電力量基準器	三五〇、〇〇〇
(12)	電力基準器	三五〇、〇〇〇
(13)	無効電力量基準器	三五〇、〇〇〇
(14)	照度基準器	一〇、〇〇〇
(15)	照射線量基準器	一五〇、〇〇〇
(16)	騒音基準器	五〇、〇〇〇
(17)	繊度基準器	一、〇〇〇
(18)	比重基準器	二、五〇〇
二十四	第百三十二条第一項の検査、定期検査又は第百五十条第一項の検査を受けようとする者	第十八号の上欄に掲げる計量器の下欄に掲げる一個につき同号の金額の半額

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（電気測定法の廃止）

第二条　電気測定法（明治四十三年法律第二十六号。以下「旧測定法」という。）は、廃止する。

（製造の事業）

第三条　この法律の施行の際現に改正前の第十三条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の同条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第十三条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。

3　第一項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者（以下「旧製造事業者」という。）は、この法律の施行の日から六月

以内に、通商産業大臣に登録証の交付の申請をしなければならない。

4　通商産業大臣は、前項の申請があつたときは、改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第十三条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5　この法律の施行前に改正前の第二十七条の規定により改正前の第二十二条第一項に規定する製造事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第二十八条第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧製造事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第四条　この法律の施行の際現に改正前の第十三条第二項の規定による届出をしている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分のあるまでの間も、同様とする。

第五条　この法律の施行の際現に電気計器の製造の事業を行なつている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第十三条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2　前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に製造の事業を行なつている電気計器の種類並びに改正後の第十四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日に、その届け出た電気計器が属する改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3　通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に改正後の第十八条第一項の登録証を交付する。

4　前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

第六条　附則第三条第一項又は前条第二項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号）の施行後（同法附則第五条第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後）」とする。

（修理の事業）

第七条　この法律の施行の際現に改正前の第三十五条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分について、その許可に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事がする同条の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第三十一条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。

3　第一項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者（以下「旧修理事業者」という。）は、この法律の施行の日から六月以内に、同項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。

4　都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第三十六条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第三十一条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5　この法律の施行前に改正前の第四十六条において準用する改正前の第三十九条に規定する修理事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第四十六条において準用する改正前の第二十八条第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧修理事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第八条　この法律の施行の際現に改正前の第三十五条第二項の規定による届出をしている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第九条　この法律の施行の際現に電気計器の修理の事業を行なつている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第三十一条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2　前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に修理の事業を行なつている電気計器の種類並びに改正後の第三十二条第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日に、その届け出た電気計器が属する改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3　通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に改正後の第三十六条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証を交付する。

4　前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

第十条　附則第七条第一項又は前条第二項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号）の施行後（同法附則第九条第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後）」とする。

（販売等の事業）

第十一条　この法律の施行の際現に改正前の第四十七条第一項の登録を受けている者（その登録に係る事業が輸出のための計量器の販売又は販売の仲立ちのみである者を除く。）は、その登録の区分に属する計量器が属する改正後の同項の通商産業省令で定める事業の区分について、その登録に係る店舗の所在地を管轄する都道府県知事がする同項の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第四十七条第一項の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日までとする。

3　第一項の規定により受けたものとみなされた者（以下「旧販売事業者」という。）は、この法律の施行の日から六月以内に、第一項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。

4　都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第五十二条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第四十七条第一項の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5　この法律の施行前に改正前の第六十二条において準用する改正前の第二十七条の規定により改正前の第五十五条第一項に規定する販売事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第五十七条第一項の規定による登録証の訂正を受けなかつた旧販売事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

（水道メーター等の修理）

第十二条　この法律の施行の際現に改正前の第六十四条第一項第五号の許可を受けている水道事業者又はガス事業者であつて、改正前の第三十

五条第二項の規定による届出をしているものが、附則第八条の規定によりその事業を継続することができる期間内に、水道メーター又はガスメーターについて、同号の通商産業省令で定める範囲内の修理をし、改正前の第六十四条第四項の規定による検査をした場合には、改正後の第六十九条第一項の規定は、適用しない。

（構造、型式等）

第十三条　この法律の施行前に改正前の第八十九条の二第一項の政令で定める計量器について同項の構造検査に合格した構造は、この法律の施行の日に、当該計量器について改正後の第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十四条　この法律の施行前に電気計器について旧電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件（明治四十四年勅令第二百九十六号）第二条第一項第二号の規定による承認を受けた型式は、この法律の施行の日に、当該電気計器について改正後の第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十五条　この法律の施行前に、改正前の第八十九条の三の規定により構造検査に合格した計量器に表記された同条の通商産業省令で定める記号及び構造検査番号又は旧電気計器検定規則（昭和十二年逓信省令第八十七号）第七条の規定により電気計器に表示された型式番号は、改正後の第九十六条の七の適用については、型式承認番号とみなす。

（現に使用している基準器）

第十六条　第百七条第一項第一号の政令で定める種類に属する基準器であつて、この法律の施行の際現に日本電気計器検定所が旧測定法第七条第一項の検定又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三条第一項第二号の試験に使用しているものは、この法律の施行の日から六月間は、基準器検査に合格した基準器とみなす。

（計量証明の事業）

第十七条　この法律の施行の際現に改正前の第百二十三条の規定により計量証明に使用する計量器について同条の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第百二十三条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（処分等の効力）

第十八条　附則第三条、附則第七条、附則第十一条、附則第十三条及び附則第十五条に規定する場合のほか、改正前の計量法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

第十九条　附則第十四条及び附則第十五条に規定する場合のほか、旧測定法又は同法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（使用の制限等）

第二十条　通商産業省令で定める用途に供される電力量計については、この法律の施行の日から二年間は、改正後の第六十七条第一項及び第百五十四条から第百五十六条の二までの規定は、適用しない。

（罰則の適用）

第二十一条　この法律の施行前にした行為及び附則第四条、附則第八条又は附則第十七条の規定により従前の例によることとされる事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（工業技術院設置法の一部改正）

第二十二条　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「カンデラの標準器、」の下に「オームの標準器、壌変毎秒の標準器、中性子毎秒の標準器、レントゲンの標準器及び」を加え、「、照射線量の計量単位の標準器、放射性物質量の計量単位の標準器及び電気の標準器」を削り、「行う」を「行なう」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号中「電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三条第一項第一号に規定する検定等」に改める。

第三百四十八条第二項第二十三号中「電気測定法第七条第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法第二十三条第一項第一号に規定する検定等」に改める。

（計量法施行法の一部改正）

第二十四条　計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「〇・〇七〇三〇七重量キログラム毎平方センチメートル」を「七〇三・〇七重量キログラム毎平方メートル」に改め、同条第十号中「〇・一三八二五五キログラムメートル」を「〇・一三八二五五重量キログラムメートル」に改め、同条第十一号中「〇・二五二キロカロリー」を「二五二キロカロリー」に改める。

（気象業務法の一部改正）

第二十五条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第四章第二節」を「第四章第三節」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号中「製造の事業を許可」を「製造事業者等を登録」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第二十七条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「粒子束密度の時間積分量」を「粒子フルエンス」に改める。

（日本電気計器検定所法の一部改正）

第二十八条　日本電気計器検定所法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一　電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第八十六条の検定、同法第八十八条第八項の検査、同法第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認及び同法第百六条の基準器検査（以下「検定等」という。）を行なうこと。

第二十四条第三項中「検定」を「検定等」に改める。

第二十五条の見出し中「検定」を「検定等」に改め、同条第一項及び第二項中「検定」を「検定等」に改め、同条第三項中「検定」を「検定等」に、「電気測定法」を「計量法」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十四日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所を」を「主たる事務所を」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第九条第四項中「理事長を通じて」を削る。

第十一条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第十一条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十二条中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（代理人の選任）

第十五条の二　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十八条を次のように改める。

（業務の範囲）

第十八条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け

二　金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域のうち金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地層が存在すると推定される地域について、当該地層の精密な状態を明らかにするために行なう地質構造の調査（以下「精密調査」という。）

三　国の委託を受けて、金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域について、その地域を通じて広く金属鉱物の鉱床と密接な関連がある地層の存在状況の概要を明らかにするために行なう地質構造の調査（以下「広域調査」という。）

四　前三号の業務に附帯する業務

2　前項第一号から第三号までの金属鉱物の範囲は、通商産業省令で定める。

第十九条第一項中「前条第一項の業務」を「前条第一項第一号の業務（これに附帯する業務を含む。）」に改める。

第二十条第二項中「地質構造調査」を「精密調査及び広域調査」に改める。

第二十条の二の前の見出しを「（精密調査の実施計画）」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、当該事業年度において精密調査を行なおうとする地域ごとに精密調査の実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十条の二第二項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の四及び第二十条の五中「第十八条第二項」を「第二十条の二第一項」に改める。

第二十条の六及び第二十条の七中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の八中「地質構造調査」を「精密調査」に、「第十八条第二項」を「第十八条第一項第二号」に改める。

第二十条の十第一項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の十一第一項、第二十条の十三第一項及び第二十条の十四第一項中「地質構造調査」を「精密調査又は広域調査」に改める。

第二十条の十五中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十三条の二中「第十八条第二項の業務」を「精密調査」に改める。

第三十二条第一号中「第十八条第二項、」を削り、「第二十条の二第一項」を加え、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

第三十四条第三号中「及び第二項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行前に改正前の第十八条第二項の認可を受けた同項に規定する地質構造調査については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされた地質構造調査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔村上春藏君登壇、拍手〕

○村上春藏君　ただいま議題となりました二法案の商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな内容は、第一に、計量関係法制一元化のため、電気測定法を廃止し、電気計器に関する規定を計量法の中に織り込むこと、第二に、規制対象の計量器を現行の三十九機種から十八機種に整理すること、第三に、計量器関係事業の規制を緩和し、製造事業、修理事業については許可制を登録制に、販売事業については、従来の全面的な登録制をやめて、限定された機種についての登録制にすること、第四に、計量器の検定事務につき、型式の承認制を採用して、その合理化をはかること、第五に、消費者利益を保護するための規定を新たに加え、一定の容器入り商品については内容量の表示義務を課するとか、はかり売り商品については面前計量を励行させるなど、幾つかの規定を入れることであります。

委員会におきましては、電気計器関係の法制を計量法に取り入れることの影響、計量行政機構の整備充実、規制の対象となる計量器の整理等に関する問題、消費者利益の保護強化についての措置等を中心に、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終局して討論に入りましたところ、豊田委員より、各派を代表して、計量観念の普及徹底、計量取引における消費者保護の強化、計量器販売事業の規制に対する配慮及び容器に関する指導方針を内容とした附帯決議案が提出されました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、豊田委員提出の附帯決議案も、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した次第であります。

次に、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、金属鉱物探鉱促進事業団の業務範囲を拡大して、国の企画立案による広域調査も、これを実施できるようにすることがおもな内容でありまして、あわせて、従たる事務所の設置を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、わが国金属鉱業の将来性、需給安定機関の設置、海外鉱山の開発状況、事業団の業務内容、広域調査の実施方法、黒鉱の開発に関する諸問題等、鉱業政策全般にわたって熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることにい

たします。

かくて質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案も全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、計量法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（河野謙三君）　次に、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（河野謙三君）　日程第五、地方交付税法の一部を改正する法律案、日程第六、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河野謙三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岸田幸雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方交付税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

第十二条第二項の表の表示単位の欄中「坪」を「平方メートル」に、「町歩」を「ヘクタール」に改める。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中

「当該道府県の区域内に住所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得額	を

「当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額」に、

「当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額」に、

「当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数」を「建築坪数」に、「建築床面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「生産石数」を「生産量」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の二　地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十八条第一項の規定により指定を受けた国立公園又は国定公園の特別保護地区の区域内の土地

三　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区の区域内における家屋又は土地

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　昭和四十一年度から昭和四十四年度までの間に限り、人口が急激に減少した地方団体に係る補正係数の算定方法については、自治省令で第十三条第一項から第八項までの規定の特例を設けることができる。

別表の単位費用の欄中「一町歩につき」を「一ヘクタールにつき」に、「一坪につき　一一九〇」を「一平方メートルにつき　三六〇」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

2　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十一年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（臨時地方特例交付金）

第二条　昭和四十一年度に限り、地方公共団体に対して、臨時地方特例交付金を交付する。

2　臨時地方特例交付金の総額は、四百十四億円とする。

3　臨時地方特例交付金の種類は、第一種特例交付金及び第二種特例交付金とし、第一種特例交付金及び第二種特例交付金の総額は、それぞれ二百四十億円及び百七十四億円とする。

4　第一種特例交付金は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる金額を都道府県並びに市町村及び特別区に対して、次条に定めるところにより交付する。

一　都道府県に対して交付すべき第一種特例交付金の総額　七十億円

二　市町村及び特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の総額　百七十億円

5　第二種特例交付金は、昭和四十一年度分について、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が第五条第五項の規定によつて算定した基準財政収入額（第四条第一項において「基準財政収入額」という。）をこえる都道府県に対して、同年度分の普通交付税とあわせて、第四条に定めるところにより交付する。

（第一種特例交付金の算定方法等）

第三条　各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の額は、前条第四項各号の区分による総額を昭和四十年三月から昭和四十一年二月までの間に各都道府県又は市町村若しくは特別区の区域において日本専売公社が売り渡した製造たばこの自治省令で定めるところにより算定した本数であん分した額とする。

2　第一種特例交付金は、昭和四十一年五月及び十月に、各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき額のそれぞれ二分の一に相当する額を交付する。

（昭和41年度分として交付すべき普通交付税の総額＋第一種特例交付金の総額）

2　各都道府県に対して交付すべき第二種特例交付金の額は、第二種特例交付金の総額を各都道府県の財源不足額（前項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県の調整後の財源不足額）であん分した額とする。

3　各都道府県に対して交付すべき昭和四十一年度分の普通交付税の額は、第一項の額から前項の額を控除した額とする。

4　昭和四十一年度分として交付すべき普通交付税の総額が第一項ただし書の規定に該当する場合における各都道府県及び市町村に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額の合算額に満たない場合には、当該不足額は、同年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

5　第二種特例交付金は、昭和四十一年十一月に、各都道府県に対して交付すべき額の全部を交付する。

昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

2　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十一年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（臨時地方特例交付金）

第二条　昭和四十一年度に限り、地方公共団体に対して、臨時地方特例交付金を交付する。

2　臨時地方特例交付金の総額は、四百十四億円とする。

3　臨時地方特例交付金の種類は、第一種特例交付金及び第二種特例交付金とし、第一種特例交付金及び第二種特例交付金の総額は、それぞれ二百四十億円及び百七十四億円とする。

4　第一種特例交付金は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる金額を都道府県並びに市町村及び特別区に対して、次条に定めるところにより交付する。

一　都道府県に対して交付すべき第一種特例交付金の総額　七十億円

二　市町村及び特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の総額　百七十億円

5　第二種特例交付金は、昭和四十一年度分について、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が第五条第五項の規定によつて算定した基準財政収入額（第四条第一項において「基準財政収入額」という。）をこえる都道府県に対して、同年度分の普通交付税とあわせて、第四条に定めるところにより交付する。

（第一種特例交付金の算定方法等）

第三条　各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の額は、前条第四項各号の区分による総額を昭和四十年三月から昭和四十一年二月までの間に各都道府県又は市町村若しくは特別区の区域において日本専売公社が売り渡した製造たばこの自治省令で定めるところにより算定した本数であん分した額とする。

2　第一種特例交付金は、昭和四十一年五月及び十月に、各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき額のそれぞれ二分の一に相当する額を交付する。

（昭和41年度分として交付すべき普通交付税の総額＋第一種特例交付金の総額）

2　各都道府県に対して交付すべき第二種特例交付金の額は、第二種特例交付金の総額を各都道府県の財源不足額（前項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県の調整後の財源不足額）であん分した額とする。

3　各都道府県に対して交付すべき昭和四十一年度分の普通交付税の額は、第一項の額から前項の額を控除した額とする。

4　昭和四十一年度分として交付すべき普通交付税の総額が第一項ただし書の規定に該当する場合における各都道府県及び市町村に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額の合算額に満たない場合には、当該不足額は、同年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

5　第二種特例交付金は、昭和四十一年十一月に、各都道府県に対して交付すべき額の全部を交付するものとし、同年四月、六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

第五条　昭和四十一年度分に限り、法第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県の項中

「5　その他の土木費　人口　面積　海岸保全施設の延長」

とあるのは、

「5　その他の土木費　人口」

とする。

2　昭和四十一年度分に限り、法第十三条第三項第三号の補正に係る係数を算定する場合には、同条第四項第三号ハの規定は、適用しないものとする。

3　昭和四十一年度分に限り、法第十三条第五項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県の項中

「二　土木費		
1　道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2　橋りよう費	橋りようの面積	密度補正及び寒冷補正
	木橋の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3　河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における けい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
5　その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	面積	種別補正、態容補正及び密度補正
	海岸保全施設の延長	密度補正

」とあるのは、

「二　土木費

1　道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2　橋りよう費	橋りようの面積	密度補正及び寒冷補正
	木橋の延長	種別補正及び寒冷補正
3　河川費	河川の延長	種別補正及び寒冷補正
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における けい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
5　その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

」

とし、同表の市町村の項中

「3　港湾費

港湾（漁港を含む。）における けい留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長		種別補正及び密度補正

」とあるのは、

「3　港湾費

港湾（漁港を含む。）における けい留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、熊容補正及び寒冷補正

」

とする。

4　昭和四十一年度分に限り、法の別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　九一一、〇〇〇円〇〇銭
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　四二六〇
		道路の延長	一メートルにつき　一八五〇〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき　四七一〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき　一一、二〇〇〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　二三六〇
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　二、四一〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　四〇五〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　四三六、一〇〇〇〇
		学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　四一五、四〇〇〇〇
		学校数	一校につき　九二、〇〇〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　七二七、〇〇〇〇〇
		生徒数	一人につき　六、四一〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　一三九、〇〇〇〇〇
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　一三三〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　四四一〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一八三〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　四三〇〇〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき　四七六〇〇
		失業者数	一人につき　八六、八〇〇〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき　四、七三〇〇〇
		農家数	一戸につき　五、八三〇〇〇

2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、六八〇、〇〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	一九、一〇〇、〇〇〇
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	九八、六〇〇、〇〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	一二、七〇〇、〇〇〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	四五、〇〇〇、〇〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	五七二、〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五、〇〇〇、〇〇〇
八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五、〇〇〇、〇〇〇
一 消防費	人口	一人につき	五七六、〇〇〇
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一七九、〇〇〇
	道路の延長	一メートルにつき	一六七、〇〇〇
2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	四五四、〇〇〇
	木橋の延長	一メートルにつき	七八四、〇〇〇
3 港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき	二、三一〇、〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇、〇〇〇
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	二一七、〇〇〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一平方メートルにつき	三六〇
5 その他の土木費	人口	一人につき	一四二、〇〇〇
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	二、〇三〇、〇〇〇
	学級数	一学級につき	一四三、二〇〇、〇〇〇
	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇、〇〇〇
	生徒数	一人につき	二、二六〇、〇〇〇
	学級数	一学級につき	一五九、一〇〇、〇〇〇
2 中学校費	学校数	一校につき	七〇六、〇〇〇、〇〇〇
	教職員数	一人につき	六七三、七〇〇、〇〇〇
	生徒数	一人につき	六、三〇〇、〇〇〇
	学級数	一学級につき	三四九、〇〇〇
3 高等学校費	学校数	一校につき	三七八、〇〇〇、〇〇〇
	教職員数	一人につき	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
	生徒数	一人につき	一二八、〇〇〇、〇〇〇
	学級数	一学級につき	四七六、〇〇〇、〇〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	八六、八〇〇、〇〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	四、四〇〇、〇〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	三二一、〇〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	二、一七六、〇〇〇
4 清掃費	人口	一人につき	一、二〇〇、〇〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	二五三、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一三七、〇〇〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	五八、〇〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二五、〇〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	二五、〇〇〇
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	一五、〇〇〇
	世帯数	一世帯につき	一、二〇〇、〇〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	九五、〇〇〇、〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	二五、〇〇〇、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	五七、〇〇〇
八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一、〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一、〇〇〇

5　昭和四十一年度分に限り、法第二条第五号の基準財政収入額は、法第十四条の規定によつて算定した額に、道府県にあつては当該道府県に対して交付すべき第一種特例交付金の額の百分の八十の額を、市町村にあつては当該市町村に対して交付すべき第一種特例交付金の額の百分の七十五の額をそれぞれ加算した額とする。（端数計算等）

第六条　各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の額又は第二種特例交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2　第一種特例交付金の総額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県又は市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合又は第二種特例交付金の総額が第四条第二項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に対して交付するものとする。

3　法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替えるものとする。

4　この法律に定めるもののほか、臨時地方特例交付金の交付に関し必要な事項は、自治省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日（昭和四十一年四月一日）から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「砂防」の下に「、港湾」を加える。

3　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　昭和四十二年度において第二条第一項及び第三条第一項の規定を適用する場合には、第二条第一項中「当該年度前三年度内の各年度に係るもの」とあるのは、「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度に係るもの」とする。

〔岸田幸雄君登壇、拍手〕

○**岸田幸雄君**　ただいま議題となりました二法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を二・五%引き上げて三二%とするとともに、基準税額等の算定基礎の一部を改め、また、人口急減補正を設けることとし、さらに、地方税の課税免除等に伴い、算定方法の特例を定めようとするものであります。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の健全な運営をはかるため、昭和四十一年度に限り、総額四百十四億円の臨時地方特例交付金を交付することとし、これに伴い、同年度分の普通交付税の特例を設けるとともに、基準財政需要額の算定方法等の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案について一括して提案理由の説明を聞き、明年度以降における地方財政の見通しと、その根本的対策等について、慎重審査いたしましたが、その詳細は会議録によってごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党、公明党は、反対の意見を述べました。

討論を終局し、両法律案についてそれぞれ採決の結果、賛成多数をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対し、各派共同により、地方自主財源を充実強化すること、特別事業債に振りかえられた公共事業費等の地方負担分にかかる元利償還金を国の責任において措置すること、都市、特に指定都市の財源を増強することを要望する旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**副議長（河野謙三君）**　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**副議長（河野謙三君）**　過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○**副議長（河野謙三君）**　日程第七、道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長江藤智君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十一年三月八日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案

道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「道路運送事業」の下に「、自動車ターミナル事業」を加える。

第二条中「若しくは自動車道事業」の下に「、自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）による自動車ターミナル事業（一般自動車ターミナルを無償で供用するものを除く。）」を加える。

第五条中「自動車道事業」の下に「及び自動車ターミナル事業」を、「一般自動車道」の下に「又は一般自動車ターミナル」を加える。

第十二条第一号中「自動車事業」の下に、「自動車ターミナル法第三条各号の事業」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　自動車ターミナル事業の事業単位にあつて

は、その一般自動車ターミナルの名称及び位置

第十四条第一項中「若しくは事業区域」を「、事業区域若しくは一般自動車ターミナル」に改める。

第十八条第一項ただし書中「道路運送法第六条第二項各号」を「道路運送法第六条の二各号」に改め、「第四十九条第二項各号」の下に「、自動車ターミナル法第五条第二項各号」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

〔江藤智君登壇、拍手〕

○江藤智君　ただいま議題となりました道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

道路交通事業抵当法、道路運送事業及び通運事業につき、財団抵当制度を確立し、これらの事業に関する信用の増進と事業の健全な発達に大きな貢献をいたしております。一方、最近における自動車交通の著しい伸展に伴い、自動車ターミナル事業も逐年発展し、昨年は、特殊法人日本自動車ターミナル株式会社の発足を見たのでありますが、今後、高速自動車道の整備に伴う自動車輸送の合理化、都市交通の混雑緩和並びに都市開発等の観点から、ますます自動車ターミナルの整備の必要性が高まりつつあります。かかる現状にかんがみ、今回の改正案は、道路運送事業及び通運事業と同様に、自動車ターミナル事業を道路交通事業財団抵当制度の対象事業に加えることとし、これに伴う所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、自動車ターミナル事業の現状及び将来の計画並びに本法律案実施の効果等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（河野謙三君）　日程第八、**交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十一日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

附則第二十項中「第十六項」の下に「、第十九項」を、「臨時地方特別交付金、」の下に「昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方特例交付金、」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の一項を加える。

20　昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第　号）第二条の規定により交付する臨時地方特例交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定は、昭和四十一年度分の予算から適用する。

2　昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君　ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における地方財政の状況に対処するための、地方交付税法の一部改正、並びに、昭和四十一年度の地方財政の特別措置に関する法律の施行に伴い、一般会計からこの会計に繰り入れる金額のうち、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を基礎とするものの算定割合を、昭和四十一年度以降、百分の三十二に引き上げるとともに、昭和四十一年度の臨時地方特例交付金に関する経理を、この特別会計において行なうこととし、臨時地方特例交付金に相当する金額は、一般会計からこの特別会計に繰り入れることとしようとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の税率を二・五%引き上げる根拠、最近における地方財政悪化の根本的原因、地方交付税制度のあり方、国、地方を通ずる事務分担及び税源の再配分等について質疑がありましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より反対意見が述べられました。

討論を終わり採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（河野謙三君）　日程第九、健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿部竹松君。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

社会労働委員長　阿部　竹松

参議院議長　重宗　雄三殿

第二条のうち船員保険法第五十九条第五項の改正規定中「千分ノ二百三」を「千分ノ二百二」に、「千分ノ百九十二」を「千分ノ百九十一」に改める。

第二条のうち船員保険法第六十条第一項の改正規定中「二百三分ノ六十六・五」を「二百二分ノ六十六」に、「二百三分ノ百三十六・五」を「二百二分ノ百三十六」に、「百九十二分ノ六十一」を「百九十一分ノ六十・五」に、「百九十二分ノ百三十一」を「百九十一分ノ百三十・五」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の医療保険における受診率の上昇、給付内容の改善等により、政府管掌の健康保険及び船員保険の医療部門に多額の赤字を生じ、保険財政が極度に逼迫した事態にかんがみ、当面の応急財政対策として、標準報酬の等級区分の改訂及び保険料率の引上げを行なうとともに、船員保険の職務上災害に基づく障害年金及び遺族年金について労災保険との均衡をはかるために年金額を引き上げること、また、厚生年金と船員保険の両制度間における高齢者に対する老齢年金の取扱い等について調整措置を講じようとするものであつて、衆議院において政府管掌健康保険の保険料率の引下げ等の修正が行なわれており、おおむね妥当な措置と認めるが、船員保険の保険料率を千分の一引き下げる旨の修正を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、約七千八百九十万円が昭和四十一年度一般会計予算及び船員保険特別会計予算に計上されている。

一、国会法第五十七条の三に基づく内閣の意見

修正は止むを得ない。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

健康保険法等の一部を改正する法律案

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上

を

第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五四、〇〇〇円未満
第二六級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上　五八、〇〇〇円未満
第二七級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上　六二、〇〇〇円未満
第二八級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上　六六、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上　七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上　七四、〇〇〇円未満
第三一級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上　七八、〇〇〇円未満
第三二級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上　八三、〇〇〇円未満
第三三級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上　八九、〇〇〇円未満
第三四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上　九五、〇〇〇円未満
第三五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第三六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

に改める。

第七十一条ノ四第一項中「次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ六十」を「千分ノ六十五」に改め、同条第二項を削る。

（船員保険法の一部改正）

第二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

を

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円未満
第二六級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七四、〇〇〇円以上　七八、〇〇〇円未満
第二七級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	七八、〇〇〇円以上　八三、〇〇〇円未満
第二八級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八三、〇〇〇円以上　八九、〇〇〇円未満
第二九級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	八九、〇〇〇円以上　九五、〇〇〇円未満
第三〇級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	九五、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第三一級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

に改める。

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額

ロ　三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百二十ニ相当スル額トヲ合算シタル額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額

第四十一条ノ二第一項中「三級」を「五級」に改める。

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第四十二条第三項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　前条第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ　最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ロ　七千五百円

ハ　平均標準報酬月額ノ百分ノ三十ニ相当スル額

三　前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ　最終標準報酬月額ノ五月分（職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分）ニ相当スル額

ロ　一万五千円

ハ　平均標準報酬月額ノ百分ノ六十ニ相当スル額

第五十条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額六万円ニ満タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ八第一号中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十八条第一項「中、家族葬祭料及」を「及家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に、「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用ノ中政令ヲ以テ定ムル部分」に改める。

第五十九条第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ百九十二」に改める。

第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ六十一」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

別表第一ノ二の次に次の一表を加える。

別表第一ノ三

廃疾ノ程度	月数
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五

別表第一〇の表を次のように改める。

別表第一〇の表

廃疾ノ程度	月数	率
一級	八・〇月	一・二五
二級	七・〇	
三級	六・五	
四級	六・〇	一・〇〇
五級	五・五	
六級	五・〇	
七級	四・二	〇・七五

別表第二〇の表を次のように改める。

別表第二〇の表

廃疾ノ程度	月数
一級	二〇月
二級	一五
三級	一二
四級	九
五級	六
六級	四
七級	二

別表第四上欄中

六級	一　両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二　咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
	三　鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力ガ耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ
	四　脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ
	五　一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
	六　一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
	七　一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

を

別表第五上欄中

「

六級	
一	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
三	鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力ガ耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ
四	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ
五	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
六	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
七	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

七級	
一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ
三	精神ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四	胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
六	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廃シタルモノ
七	一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
八	十趾ノ用ヲ廃シタルモノ
九	女子ノ外貌ニ著シキ醜状ヲ残スモノ
一〇	両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

」を

「

一級	
一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ
三	精神ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四	胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
五	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
六	一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
七	十趾ノ用ヲ廃シタルモノ
八	女子ノ外貌ニ著シキ醜状ヲ残スモノ
九	両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

」に改める。

同表の備考第二号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第三条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　船員保険法第二十条の規定による被保険者（以下「船員保険の任意継続被保険者」という。）であつたことがある者（船員保険の任意継続被保険者であつた期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者を除く。以下同じ。）及び船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしたことによる老齢年金（以下「船員保険法による老齢年金」という。）の受給権者であつて六十五歳以上であるもの（以下「船員保険の高齢受給権者」という。）については、前二項の規定は、適用しない。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　厚生年金保険の高齢受給権者が、船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八条第一号の規定による遺族年金に関しては、その者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失を厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失とみなすほか、第二条第一項の規定を準用する。

2　第二条第二項の規定は、前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

第四条第一項中「船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は船員保険の高齢受給権者」を加え、「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第三条第二項」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「（第六条第二項において準用する場合を含む。）」の下に「又は第三条の二第二項において準用する第二条第二項」を加える。

第十条第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第十一条第一項第二号及び第三項中「達した後」を「達した月以後」に改める。

第十二条第一項各号を次のように改める。

一　船員保険法第三十五条第一号の規定により計算した額

二　厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

三　厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の規定により計算した額（厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額）

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、船員保険の被保険者

であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金保険法第百六条に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間であるときは、当該加入員であつた期間は、同項第三号に掲げる額の計算の基礎としない。ただし、同法第四十四条の二第二項に規定する期間については、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。

3　厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の老齢年金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項本文」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える。

第十四条ただし書中「但し、」を「ただし、六十五歳に達した日以後において船員保険の被保険者の資格を取得したとき、又は」に改める。

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、六十五歳に達した日以後において厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十五条第二項及び第三項を削る。

第十六条の見出しを「（船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の取扱い）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給権者が六十五歳以上であるときは、老齢年金の額（加給金に相当する金額を除く。）の百分の二十に相当する部分に限る。

第十六条に次の二項を加える。

2　船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

3　厚生年金保険法第三十九条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第十七条第一項中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十八条の見出し中「任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は高齢受給権者」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者には、船員保険法による老齢年金は、支給しない。同法第三十四条第一項第二号に規定する期間を満たしていることにより支給する老齢年金についても、同様とする。

第十九条第一項及び第十九条の二中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十九条の三第一項中「当該通算老齢年金の支給」を「当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるときは、その額の百分の二十に相当する部分に限る。）の支給」に、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「通算老齢年金の支給が」を「船員保険法による通算老齢年金がその全額につき支給を」に改める。

第二十条第一項中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「又は第四十四条ノ三第一項」を加え、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、「同法第三十四条第一項第二号の規定による老齢年金及び」を削り、「第三十八条」を「第三十八条第二項」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九条」を「第三十九条第三項」とする。

第二十二条中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十三条第一項に後段として次のように加える。

第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡したときも、同様とする。

第二十三条第三項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第二十四条中「第五十九条」の下に「、第五十九条の二」を加え、「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（遺族年金の額の特例）

第二十六条　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する船員保険法による遺族年金の額は、同法第五十条ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、第十二条第一項の例により計算した額の二分の一に相当する額（その額が六万円に満たないときは、六万円）とする。

第二十七条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により年金の額を比較する場合においては、厚生年金保険法による遺族年金については、同法第六十条第一項及び第二項の規定により算定した額によるものとし、船員保険法による遺族年金については、同法第五十条ノ三の規定により加給すべき金額を加算した額によるものとする。

第二十八条中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十九条第一項中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三十一条中「船員保険法による老齢年金」の下に「（同法第三十八条第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金を除く。）」を加え、「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第三十二条中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基金又は厚生年金基金連合会が支給する年金たる給付の基準等）

第三十三条　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、基金の加入員又は加入員であつたものに対する船員保険法による老齢年金は、厚生年金保険法第九章の規定の適用については、同法による老齢年金とみなす。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

る改正規定、同法第十三条の二中「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定及び同法第三十二条の次に一条を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

一　第一条及び第二条の規定並びに附則第二条から附則第十条まで及び附則別表の規定　昭和四十一年二月一日

二　第三条中厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十三条の二中「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を加える改正規定及び「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定並びに同法第三十二条の次に一条を加える改正規定　厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第一条に規定する政令で定める日

三　第三条中前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第十一条から附則第十七条までの規定　この法律の公布の日

2　第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一条ノ四第一項の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第四条第一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

3　第二条の規定による改正後の船員保険法第四十一条第一項、第四十一条ノ二第一項、第四十二条、第四十二条ノ二、第四十二条ノ三第三項及び第四項、第五十条ノ二、第五十条ノ八、第五十八条第一項、別表第一、別表第一ノ三、別表第二、別表第四及び別表第五の規定並びに附則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

4　第三条中前項第三号に掲げる改正規定以外の改正規定（のうち第一項ただし書に規定する改正規定以外の改正規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法（以下「新交渉法」という。）第十二条第一項、第十三条の二、第二十六条及び第三十一条の規定並びに附則第十二条から附則第十五条までの規定は、昭和四十年五月一日から、その他の新交渉法の規定並びに附則第十六条及び附則第十七条の規定は、同年六月一日から適用する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　昭和四十一年二月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が五万二千円である者の同年四月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、第一条の規定による改正後の健康保険法第三条の規定を適用する。この場合において、その者が厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、その者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三条　昭和四十一年三月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　昭和四十一年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年三月の標準報酬月額が七万六千円（報酬月額が七万八千円未満である者を除く。）である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

第五条　昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額を、従前の額と同法別表第四上欄に規定する廃疾の程度に応じ附則別表中欄に規定する金額とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が同表下欄に規定する金額に満たないときは、これを同表下欄に規定する金額とする。

第六条　前条に規定する障害年金について昭和四十一年二月一日以後船員保険法の規定によりその額を改定する場合におけるその額の算定については、第二条の規定による改正後の同法第四十一条第一項第一号中「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル額トス）」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ト廃疾ノ程度ニ応ジ健康保険法等の一部を改正する法律（昭和　年法律第　号）附則別表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ満タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス）」とする。

第七条　附則第五条に規定する障害年金のうち、船員保険法別表第四上欄に規定する廃疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金については、第二条の規定による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

第八条　昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第九条　昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において第二条の規定による改正前の船員保険法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた際同条の規定による改正後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二条の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十条　昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

2　昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万五千四百円（第二条の規定による改正前の同法第五十条ノ二第一項第三号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）に満たないときは、これを六万五千四百円（同号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）とする。

第十一条　船員保険法による職務上の事由による障

害年金及び同法第五十条第二号又は第三号に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十〇一条　昭和四十一年一月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置）

第十一三条　昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが船員保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第三条の二の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

2　昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、船員保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが厚生年金保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第四条の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

第十二四条　昭和四十年五月一日において現に船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する老齢年金のうち、その額が第三条の規定による改正前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（以下「旧交渉法」という。）第十二条の規定により計算された老齢年金については、その額（加給金の額を除く。）を新交渉法第十二条第一項の規定により計算した額とする。

第十三五条　昭和四十年五月一日において現に船員保険法による遺族年金の受給権を有する者に支給する遺族年金のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれその額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。

一　その額が旧交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金　新交渉法第十二条第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額（その額が六万円に満たないときは、六万円）

二　その額が旧交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金　船員保険法第五十条ノ二第一項第一号の規定により計算した額（その額が六万円に満たないときは、六万円）

第十四六条　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法又は船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する旧交渉法第十三条の二の規定によつて計算された特別加給金については、その額を、新交渉法第十三条の二の規定によつて計算した額とする。

第十五七条　前三条に規定する保険給付のうち、昭和四十年四月以前の月に係る分であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十六八条　厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）附則第十七条の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九条の二及び第十九条の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

第十七九条　厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、新交渉法第二十四条に規定する遺族年金については、昭和四十年六月一日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなり同日においてまだその死亡の時期がわからない船員保険の被保険者又は被保険者であつた者についても、準用する。

附則別表

廃疾の程度	金額
一級	五万一千円	十二万三千円
二級	五万一千円	十一万四千円
三級	四万八百円	九万九千三百円
四級	四万八百円	九万四千八百円
五級	四万八百円	九万三百円
六級	三万六百円	七万五千六百円
七級	三万六百円	六万八千四百円

〔阿部竹松君登壇、拍手〕

○阿部竹松君　この法律案は、三つの法律の改正を含んだものであります。

第一の健康保険法の改正は、健康保険財政の赤字処理に関する応急措置を定めております。

第二の船員保険法の改正は、健康保険法におけると同趣旨の保険財政対策を定めるほか、職務上災害に基づく障害年金及び遺族年金について、労災保険との均衡をはかるための改正措置を規定しています。

第三の厚生年金保険及び船員保険交渉法の改正は、老齢年金の高齢受給権者、厚生年金基金加入者について、厚生年金保険と船員保険の両制度にまたがった場合の取り扱いに関する調整を定めるものであります。

法律案の重点は保険財政の応急対策にありまして、これは二つの柱から成っております。

一つは、標準報酬月額について、その最高限を引き上げることでありまして、健康保険及び船員保険を通じ、十万四千円といたしております。

他の一つは、保険料率の引き上げでありまして、政府管掌健康保険にあっては、千分の六十三を七十とすることとし、船員保険にあっては、職務外疾病部分に関する料率を千分の五十一から五十四へ、職務上災害部分に関する料率を千分の四十から四十六へ、それぞれ引き上げることを定めております。

右のうち、政府管掌健康保険の保険料率については、衆議院において、政府原案の千分の七十を六十五に引き下げる修正がなされました。なお、適用期日についての修正があわせ行なわれました。

社会労働委員会においては、(1)社会保障の充実に関する長期計画、(2)医療費増加要因に関する分

析と評価の必要性、(3)保険料負担の限界、特に減税と保険料増加との関連、(4)国庫負担の強化と定率化の問題、(5)累積赤字の処理方針、(6)臨時医療保険審議会の構想及び既存の関係審議会との関連等を中心として質疑検討が行なわれました。

質疑を終了した後、自民、社会、公明、民社の四派共同提出にかかる修正案について、鹿島委員から趣旨説明がありました。船員保険の保険料率を千分の一引き下げることを内容とするものであります。

二十七日採決の結果、全会一致をもって修正可決すべきものと議決いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　過半数と認めます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○副議長（河野謙三君）　日程第十、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長大河原一次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「国家公務員」を「政府職員」に改め、同条第三号を削る。

第二十五条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　石炭坑の近代化に必要な機械であつて通商産業省令で定めるものの貸付け

第二十五条第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三　鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分

第二十六条第二項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　前条第一項第九号の三に規定する機械（以下「近代化機械」という。）の貸付けの方法第二十六条第二項に次の一号を加える。

十四　鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分の方法

第二十七条第二項中「及び開発資金」を「、開発資金及び近代化機械」に改める。

第三十五条の六第一項に次のただし書を加える。

ただし、事業団が当該区域の全部又は一部を区域とする採掘権の設定又は採掘鉱区の増加の出願をした場合において、その出願の区域及びこれと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の確認を受けているときは、この限りでない。

第三十六条の十二を次のように改める。

（近代化機械の貸付けの相手方）

第三十六条の十二　近代化機械の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

第三十六条の二十三の次に次の一条を加える。

（採掘権の取得及び処分）

第三十六条の二十四　事業団が第二十五条第一項第十二号の三に規定する採掘権の取得をすることができる場合は、第三十五条の六第一項ただし書に規定する出願をし、出願の許可を受けた場合に限るものとする。

2　事業団が第二十五条第一項第十二号の三に規定する採掘権の処分をすることができる場合は、その採掘権の鉱区及びこれと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、隣接鉱区の採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうときに限るものとする。

第五十三条の二第三号中「第二十六条の二第二項」を「第二十五条第一項第九号の三、第二十六条の二第二項」に改め、「第三十六条の八第五号」の下に「、第三十六条の十二」を加える。

附則第二条の二第一号中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第二号中「開発資金の貸付け」の下に「、近代化機械の貸付け」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第九号の三に規定する機械の貸付計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号）の施行後遅滞なく」とする。

〔大河原一次君登壇、拍手〕

○大河原一次君　ただいま議題となりました「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案」について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法律案のおもな内容の第一点は、新たに炭鉱機械の貸し付け制度を創設し、石炭鉱業合理化事業団に、その業務を行なわせようとしたことであります。

第二点は、合理化事業団の保有鉱区及び石炭鉱山整理交付金制度による消滅鉱区について、必要な場合には、事業団がその鉱区の採掘権を取得し、あるいは譲渡することができることとし、鉱区調整のための例外を認めようとすることであります。

第三点は、今回の国鉄運賃の値上げに伴いまして、値上げ分について一年間延納措置を講ずることとし、事業団の延納保証業務を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとすることであります。

委員会におきましては、抜本的石炭対策の内容、需要の確保対策、新鉱開発計画、鉱区調整の必要性、炭鉱機械貸し付けの実施方法、管理炭鉱の賃金問題、運賃の延納措置、鉱害復旧の見通し、炭鉱災害と保安確保等、石炭対策全般にわたる諸問題について熱心な質疑が行なわれ、その答弁を通じて、三木通産大臣も、需要確保には大いに努力する、抜本対策を六月までに講じたい、また鉱区調整の必要は痛感している等の発言がありましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、質疑を終わり、討論に入りましたところ、小野委員より、「今回の改正案では、石炭鉱業の危機は打開できないし、石炭鉱業再建策の基本に触れていない微温的なもので、遺憾ながら反対せざるを得ない」と、反対意見が述べられました。

討論を終わり、採決しましたところ、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで小野委員より、本法施行に関連して、石炭需要の確保、輸入炭に対する配慮、貯炭増対策、産炭地教育振興の四項目につき、附帯決議案が提出されましたが、この附帯決議案は、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定し、三木通産大臣から決議の趣旨を体して努力する旨の発言がありました。

以上報告を終わります。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（河野謙三君）　**日程第十一、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、日程第十二、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案、**

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第十三、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、日程第十四、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、

（いずれも衆議院提出）

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河野謙三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長山崎斉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月二十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「施設資金」を「施設資金等」に、「都道府県が」を「国が、都道府県の」に、「国が助成する」を「助成し、又は自ら利子補給を行なう措置を講ずる」に改める。

第二条第一項第四号中「法人」を「団体」に改め、同条第三項中「又は育成」を「又は育成」を加え、「購入に必要なもの」を「購入又は育成に要するもの」に改め、同項第二号中「十五年」を「二十年」に改める。

第三条の見出し中「利子補給」を「都道府県の行なう利子補給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（政府の行なう利子補給）

第三条の二　政府は、農林中央金庫が農業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2　前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年度以内とする。

3　政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4　第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給契約に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る農業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年一分五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

（農林中央金庫法の特例）

第三条の三　農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合における当該貸付けについての農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十五条ノ二の規定の適用については、同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「助成を行ない、並びに利子補給金の支給を行なう」に改める。

3　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第四項中「政府の助成」の下に「若しくは同法第三条の二の規定による政府の利子補給」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月二十五日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案

農業信用基金協会法の一部を改正する法律

農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次を次のように改める。

農業信用保証保険法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農業信用基金協会
第一節　総則（第三条―第七条）
第二節　業務（第八条―第十三条）
第三節　会員（第十四条―第二十二条）
第四節　設立（第二十三条―第二十八条）
第五節　管理（第二十九条―第四十八条）
第六節　解散及び清算（第四十九条―第五十四条）
第七節　監督（第五十五条―第五十八条）
第三章　農業信用保険
第一節　農業信用保険協会（第五十九条―第七十七条）
第二節　保証保険（第七十八条―第八十四条）
第三節　融資保険（第八十五条―第九十条）
第四章　雑則（第九十一条）
第五章　罰則（第九十二条―第九十四条）

附則

第一条中「農業経営に必要な資金」を「農業近代化資金その他農業経営に必要な資金」に改め、「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等につき農業信用保険協会が行なう農業信用保険の制度」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「農業近代化資金」とは、農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金をいう。

第二条の次に次の章名及び節名を附する。

第二章　農業信用基金協会

第一節　総則

第三条中「以下「協会」という」を「以下「基金協会」という」に改める。

第四条及び第五条中「協会」を「基金協会」に改める。

第六条第一項中「協会は」を「基金協会は」に改め、同条第二項中「協会でない者」を「基金協会でない者」に、「であることを示すような文字」を「という文字」に改める。

第七条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

「第二章　業務」を削り、第七条の次に次の節名を附する。

第二節　業務

第八条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条中「協会は」を「基金協会は」に改め、同条第一号中「会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）たる農業者等」を「会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同号イ中「農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の」を削る。

第九条前段中「協会」を「基金協会」に、「次条第二項」を「第十条第二項」に改め、「交付された金銭」の下に「（借入金を除く。）」を加え、同条後段を次のように改める。

基金協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行なつたものを除く。）につき農業信用保険協会（以下この条及び次条において「保険協会」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第八十三条第一項の規定による保険協会への納付金に対応する部分を除く。）についても、また同様とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（保険協会からの借入金）

第九条の二　基金協会は、第六十四条第二号に規定する資金に係る保険協会からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金に係るものの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法又は農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合への預金の方法により管理しなければならない。

2　前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第十条第一項中「協会」を「基金協会」に改め、同条第二項中「前条」を「第九条」に改める。

第十一条、第十二条及び第十三条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

「第三章　会員」を削り、第十三条の次に次の節名を附する。

第三節　会員

第十四条、第十五条第四項、第十六条第一項及び第五項、第十七条第四項、第十八条並びに第十九条第二項中「協会」を「基金協会」に改める。

第二十条第一項中「協会の」を削り、同項第一号から第四号まで及び同条第二項から第五項までの規定中「協会」を「基金協会」に改める。

第二十一条第二項中「協会」を「基金協会」に改める。

「第四章　設立」を削り、第二十二条の次に次の節名を附する。

第四節　設立

第二十三条第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三号及び第二十八条中「協会」を「基金協会」に改める。

「第五章　管理」を削り、第二十八条の次に次の節名を附する。

第五節　管理

第二十九条中「協会」を「基金協会」に改める。

第三十条中「協会」を「基金協会」に改め、同条第一号中「基金」の下に「及び第九条の二第一項の資金」を加える。

第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第二項、第三十五条、第三十六条並びに第四十条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

第四十一条第一項中「基金明細書」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「協会」を「基金協会」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十二条第二項、第四十三条の見出し、同条第一項及び第四十七条第二号中「協会」を「基金協会」に改める。

第四十八条中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。

「第六章　解散及び清算」を削り、第四十八条の次に次の節名を附する。

第六節　解散及び清算

第四十九条第一項、第五十条、第五十一条及び第五十二条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

第五十四条中「協会の」を「基金協会の」に、「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。

「第七章　監督」を削り、第五十四条の次に次の節名を附する。

第七節　監督

第五十五条中「協会」を「基金協会」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において」を加える。

第五十六条及び第五十七条中「協会」を「基金協会」に改める。

第六十二条中「第六条第二項」の下に「又は第六十三条第二項」を加え、同条を第九十四条とする。

第六十一条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加え、同条第二号中「第七条第一項」の下に「（第七十七条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第九条」の下に「若しくは第九条の二第一項」を加え、同条第五号中「第十八条第一項」の下に「（第七十七条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第十九条第二項後段」の下に「（第七十七条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第二十条第三項」の下に「（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第三十五条」の下に「（第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八号中「第三十九条」の下に「（これらの規定を第七十七条第四号において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第四十二条」の下に「（これらの規定を第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「第五十三条」の下に「（これらの規定を第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十一号中「第五十二条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第五十四条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の二号を加え、同条を第九十三条とする。

十五　第六十六条第一項から第三項まで又は第六十八条の規定に違反する経理をしたとき。

十六　第六十七条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

第六十条第一項中「第五十五条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「協会の役員」を「協会（基金協会及び保険協会をいう。以下同じ。）の役員」に、「受託者の代表者」を「受託者（協会から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の代表者」に改め、同条を第九十一条とし、第八章を第五章とする。

第五十九条第一項ただし書中「第五十六条」の下に「（これらの規定を第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第九十一条とし、同条の前に次の章名を附する。

第四章　雑則

第五十八条の次に次の一章を加える。

第三章　農業信用保険

第一節　農業信用保険協会

（目的）

第五十九条　農業信用保険協会は、基金協会が行なう農業近代化資金に係る債務の保証等につき保険を行なうとともに、基金協会に対して当該業務に必要な資金を融通することにより、農業近代化資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（法人格）

第六十条　農業信用保険協会（以下「保険協会」という。）は、法人とする。

（区域）

第六十一条　保険協会の区域は、全国の区域による。

（住所）

第六十二条　保険協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第六十三条　保険協会は、その名称中に農業信用保険協会という文字を用いなければならない。

2　保険協会でない者は、その名称中に農業信用保険協会という文字を用いてはならない。

（業務の範囲）

第六十四条　保険協会は、第五十九条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　次節及び第三節の規定による保険

二　会員たる基金協会の農業近代化資金に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

（交付金）

第六十五条　政府は、予算の範囲内において、保険協会に対し、前条第一号の保険の事業における保険金の支払又は同条第二号の貸付けの事業における貸付けの財源に充てるため、交付金を交付する。この場合には、政府は、保険金の支払の財源に充てるべきもの又は貸付けの財源に充てるべきものの額を示すものとする。

（資金）

第六十六条　保険協会は、第六十四条第一号の保険の事業に関して、保険準備資金を設け、第七十七条第三項において準用する第十五条の規定による出資金の額及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額の合計額をもつてこれに充てなければならない。

2　保険協会は、第六十四条第二号の貸付けの事業に関して、融資資金を設け、前条の規定により政府が貸付けの財源に充てるべきものとして交付した交付金の額をもつてこれに充てなければならない。

3　前二項に規定する資金（以下この条及び第六十八条において「資金」という。）は、第六十八条第二項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

4　資金の経理に関しては、この法律に定めるもののほか、政令の定めるところによる。

（責任準備金）

第六十七条　保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（利益及び損失の処理）

第六十八条　保険協会は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その全部を準備金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による資金の取りくずしがなされているときは、その利益を当該取りくずしがなされた資金の額に相当する額に達するまで資金に組み入れ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2　保険協会は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の準備金を取りくずして整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、資金を取りくずして整理しなければならない。

3　第一項の準備金は、前項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

（財務についての主務省令への委任）

第六十九条　前三条に規定するもののほか、保険協会がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、主務省令で定める。

（会員の資格）

第七十条　保険協会の会員たる資格を有する者は、基金協会及び農林中央金庫とする。

（議決権）

第七十一条　会員は、各一個の議決権を有する。ただし、出資金の額が政令で定める額以上である会員に対しては、その出資金の額に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

（脱退）

第七十二条　会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　保険協会と当該会員との間に保険関係が成立している場合

二　保険協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

（業務方法書に記載すべき事項）
第七十三条　保険協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。
一　保険関係が成立する保証及び貸付けの範囲
二　保険事故
三　保険金額の保険価額に対する割合
四　保険料に関する事項
五　保険金に関する事項
六　回収金の納付その他被保険者の守るべき条件に関する事項
七　貸付金の使途、利率、償還期限、金額の限度、償還方法その他貸付金に関する事項
八　業務の委託に関する事項
（役員の選任）
第七十四条　保険協会の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。
2　前項の規定による役員の選任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3　設立当初の役員は、創立総会において選任する。この場合には、前項の規定を準用する。
（事業計画等の承認）
第七十五条　保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
（監督命令）
第七十六条　主務大臣は、次条第七項において準用する第五十七条第一項の規定によるほか、保険協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、保険協会に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。
（準用規定）
第七十七条　保険協会の登記に関する事項については、第七条の規定を準用する。
2　保険協会の業務に関する事項については、第六十四条から第六十九条までに規定するもののほか、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「保証保険に係る保険契約の締結及び融資保険の業務」と、「融資機関」とあるのは「農林中央金庫」と読み替えるものとする。
3　保険協会の会員に関する事項については、第七十条から第七十二条までに規定するもののほか、第十五条、第十六条第一項から第四項まで、第十八条、第十九条（同条第一項第一号及び第三号を除く。）、第二十条第二項及び第四項、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第十五条第二項中「一万円」とあるのは「十万円」と、第十九条第一項第二号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十条第二項中「前項」とあるのは「第七十二条」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「第七十二条第二号」と、第二十一条第三項中「脱退の時（前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになつた時）」とあるのは「脱退の時」と、第二十二条第二項中「前二条」とあるのは「第七十二条第三項において準用する第二十条第二項及び第四項並びに第二十一条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。
4　保険協会の設立に関する事項については、前章第四節の規定を準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第七十条」と、第二十四条第五項中「半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるもの」とあるのは「半数以上」と、同条第六項中「第十七条及び」とあるのは「第十七条第二項から第四項まで及び第七十一条本文並びに」と読み替えるものとする。
5　保険協会の管理に関する事項については、第七十三条及び第七十四条に規定するもののほか、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、第二十九条第八号中「剰余金の処分」とあるのは「利益」と、同条第十号中「並びに選任及び委嘱」とあるのは「及び選任」と、第三十八条中「その出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員」と、第四十一条第二項第一号中「氏名又は名称」とあるのは「名称」と、同条第三項中「債権者（基金協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）」とあるのは「債権者」と、第四十二条第一項中「及び剰余金処分案又は損失処理案」とあり、第四十五条第一項第五号中「剰余金処分案及び損失処理案」とあるのは「及び利益又は損失の処理案」と、第四十七条中「その出資の合計額が出資総額」とあるのは「その議決権の合計数が議決権の総数」と読み替えるものとする。
6　保険協会の解散及び清算に関する事項については、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条から第五十四条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項第三号中「第五十七条第二項」とあるのは、「第七十七条第七項において準用する第五十七条第二項」と読み替えるものとする。
7　保険協会の監督に関する事項については、前二条に規定するもののほか、前章第七節の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第五十八条第一項中「その出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員」と、第五十七条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第七十六条」と読み替えるものとする。

第二節　保証保険

（保険契約）
第七十八条　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金（一の借入れに係る借入金の額が政令で定める額以上のものに限る。）に係る債務の保証をすることにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
2　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金（一の借入れに係る借入金の額が政令で定める額未満のものに限る。）に係る債務の保証をしたことを保険協会に通知することにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
3　前二項の保険関係においては、基金協会が借入金につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が被保証者に代わつてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。
（保険料）
第七十九条　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。
（保険金）
第八十条　保険協会が第七十八条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会が被保証者に代わつて弁済をした借入金の額から基金協会がその支払の請求をする時までにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。
2　前項の求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得し

た総額に、その弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

第八十一条　基金協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2　基金協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（求償）

第八十二条　基金協会は、第七十八条第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八十三条　保険金の支払を受けた基金協会は、その支払の請求をした後被保証者に対する求償権（基金協会がその被保証者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を保険協会に納付しなければならない。

2　前項の求償権を行使して取得した額については、第八十条第二項の規定を準用する。

（契約の解除等）

第八十四条　保険協会は、基金協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第七十八条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第三節　融資保険

（保険契約）

第八十五条　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け（一の貸付けに係る金額が政令で定める額以上のものに限る。）をすることにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、保険協会と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け（一の貸付けに係る金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）をしたことを保険協会に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、保険協会と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3　前二項の規定は、農業近代化資金の貸付けにつき基金協会による債務の保証が行なわれる場合における当該貸付けについては、適用しない。

4　第一項又は第二項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険料）

第八十六条　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）

第八十七条　保険協会が第八十五条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第四項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

（回収）

第八十八条　農林中央金庫は、第八十五条第一項又は第二項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八十九条　農林中央金庫は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十七条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を保険協会に納付しなければならない。

（準用規定）

第九十条　第八十五条第一項又は第二項の保険関係については、第八十一条及び第八十四条の規定を準用する。この場合において、第八十四条中「第七十八条」とあるのは、「第八十五条」と読み替えるものとする。

附則第二条第一項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第二項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第四項中「協会」を「基金協会」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「協会」を「基金協会」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条　農業信用基金協会がこの法律の施行の日の前日までに行なつた保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金銭の管理については、改正後の農業信用保証保険法第九条後段の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる金銭の管理に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際現にその名称中に農業信用保険協会という文字を用いている者については、改正後の農業信用保証保険法第六十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（農業近代化資金助成法の一部改正）

第五条　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「保証」を「保証等」に改め、同条第一項中「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等につき農業信用保険協会が行なう農業信用保険の制度」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関しては、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の定めるところによる。

第六条第一号中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改め、同条第二号中「当該業務に係る弁済」の下に「（当該基金をもつて行なつたものに限る。）」を、「取得した金額」の下に「（その金額のうちに農業信用保証保険法第八十三条第一項の規定により農業信用保険協会へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）」を加える。

（その他の法律の一部改正）

第六条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ウ　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

第八条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「農業信用基金協会」

の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第九条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「農林中央金庫」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第十条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二を次のように改める。

七の二　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二章

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

農業信用基金協会	農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）

を

農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

に改める。

第十五条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

農業信用基金協会	農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）

を

農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

に改める。

第十九条第七号中「農業信用基金協会」の下に「、農業信用保険協会」を加え、「農業信用基金協会法」を「農業信用保険法」に改める。

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「農業信用基金協会」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第十四条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2　組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併経営計画をたて、これを農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号）の施行の日から昭和四十四年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3　都道府県知事は、前項の認定をする場合には、第四条の規定（同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。）の例により、これを行なうものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第三号中「第四条第二項」の下に「又は附則第三項」を加える。

第八十一条の二中「第四条第二項若しくは」の下に「附則第三項若しくは」を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税、登録税の減免額は、今後の合併の推移によるが、昭和三十六年度から昭和三十九年度までの実績によると一合併組合当たりの減免額は約二百四十万円である。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十一年四月二十一日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「五年」を「十年」に、「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村」を「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」に改め、「改良、造成又は取得をする場合」の下に「（当該区域外において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合であつて、当該改良、造成又は取得が当該改良、造成又は取得に係る施設の所在の都道府県の同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しており、かつ、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が当該都道府県の区域内の同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において生産される生乳である見込みが確実であるときを含む。）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村若しくは酪農振興法及

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十一年四月二十一日

衆議院議長　山口喜久一郎

参議院議長　重宗　雄三殿

び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村」とする。

〔山崎斉君登壇、拍手〕

○山崎斉君　ただいま議題となりました法律案について、順次報告いたします。

まず、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案は、農業者等の資金需要の動向に即応し、系統資金を一そう活用しようとするものでありまして、法律案のおもな内容は、農業近代化資金の貸し付けの相手方の範囲の拡大、果樹、家畜等の育成資金の新設、償還期限等の延長、農林中央金庫の貸し付けについての政府の直接利子補給等を行なおうとするものであります。

次に、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案は、基金協会による信用保証制度の整備強化をはかるものでありまして、法律案は、農業信用保険協会を設けて、農業近代化資金にかかる基金協会の行なう債務保証及び農林中金が行なう資金の貸し付けについての保険等、所要の規定を置くこととしております。

委員会におきましては、右の二法案を一括して審査が進められ、農業近代化資金の運用実績や今後のあり方、果樹、家畜、環境整備等の新設資金をめぐる問題、信用基金協会の運営、信用保険協会の組織、財務その他諸般の問題について、質疑が行なわれました。

質疑を終了し、別に討論もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対して、それぞれ渡辺委員から、農業近代化資金制度の円滑な運営をはかるための措置に関する附帯決議案が提案され、いずれも全会一致をもって委員会の決議とすることに決定され、農林大臣から善処する旨の発言がありました。

次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、合併経営計画の樹立、認定等に関する措置を、さらに四十四年三月までの間実施し、合併する場合の税の減免措置を講じようとするものであります。

委員会においては、提案に至る経緯、助成措置等をめぐって質疑が行なわれました。

最後に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、乳業資金の融通に関する臨時措置の期限を五カ年延長する等をおもな内容としております。

委員会においては、延長を必要とする事情、資金の貸し付け状況及び運用方法等について質疑が行なわれました。

以上の二法案につきましては、別に討論もなく、順次採決の結果、いずれも、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

○副議長（河野謙三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）　過半数と認めます。よって四案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

出席者は左のとおり。

副議長　河野　謙三君

議員

鬼木　勝利君	原田　立君	内田　芳郎君	大森　久司君
瓜生　清君	林　塩君	丸茂　重貞君	熊谷太三郎君
黒柳　明君	矢追　秀彦君	山崎　斉君	川野　三暁君
片山　武夫君	中沢伊登子君	温水　三郎君	日高　広為君
石本　茂君	市川　房枝君	亀井　光君	豊田　雅孝君
中尾　辰義君	浅井　亨君	稲浦　鹿蔵君	柴田　栄君
高山　恒雄君	植木　光教君	鈴木　万平君	鹿島　俊雄君
田代富士男君	北條　雋八君	青柳　秀夫君	鍋島　直紹君
向井　長年君	中上川アキ君	平島　敏夫君	横山　フク君
沢田　一精君	二木　謙吾君	剱木　亨弘君	佐藤　芳男君
野知　浩之君	宮崎　正義君	古池　信三君	田中　茂穂君
小平　芳平君	前田佳都男君	近藤　鶴代君	井野　碩哉君
伊藤　五郎君	吉江　勝保君	石原幹市郎君	笹森　順造君
渋谷　邦彦君	山田　徹一君	平井　太郎君	林屋亀次郎君
曾祢　益君	白井　勇君	杉原　荒太君	中野　文門君
梶原　茂嘉君	岡村文四郎君	竹中　恒夫君	後藤　義隆君
北條　浩君	辻　武寿君	堀本　宜実君	山本　利壽君
和泉　覚君	寺尾　豊君	玉置　和郎君	任田　新治君
柳田桃太郎君	山内　一郎君	西村　尚治君	中村喜四郎君
山本茂一郎君	中津井　真君	高橋雄之助君	長谷川　仁君
船田　譲君	藤田　正明君	岡本　悟君	奥村　悦造君
平泉　渉君	土屋　義彦君	楠　正俊君	黒木　利克君
木村　睦男君	高橋文五郎君	近藤英一郎君	栗原　祐幸君
		岸田　幸雄君	徳永　正利君
		谷村　貞治君	村上　春藏君
		木島　義夫君	山本　杉君
		米田　正文君	大谷藤之助君
		天坊　裕彦君	西田　信一君
		仲原　善一君	松野　孝一君
		森部　隆輔君	津島　文治君
		斎藤　昇君	植竹　春彦君
		土屋　義彦君	迫水　久常君

松平　勇雄君　八木　一郎君
青木　一男君　郡　祐一君
小沢久太郎君　鹿島守之助君
小林　武治君　小山邦太郎君
高橋　衛君　吉武　恵市君
廣瀬　久忠君　鈴木　市藏君
戸田　菊雄君　小林　章君
山崎　昇君　木村美智男君
村田　秀三君　小野　明君
田村　賢作君　矢山　有作君
野々山一三君　瀬谷　英行君
谷口　慶吉君　北畠　教真君
林　虎雄君　大森　創造君
鶴園　哲夫君　青田源太郎君
赤間　文三君　井川　伊平君
江藤　智君　北村　暢君
鈴木　強君　阿部　竹松君
森　八三一君　三木與吉郎君
西郷吉之助君　木内　四郎君
岡　三郎君　永岡　光治君
柳岡　秋夫君　紅露　みつ君
上原　正吉君　増原　恵吉君
中山　福藏君　小柳　牧衛君
田中　一君　佐多　忠隆君
山本伊三郎君　藤田　進君
大和　与一君　岩間　正男君
須藤　五郎君　森　勝治君
中村　波男君　田中寿美子君
吉田忠三郎君　渡辺　勘吉君
小林　武君　松本　賢一君
佐野　芳雄君　中村　順造君
森中　守義君　柴谷　要君

松永　忠二君　小柳　勇君
占部　秀男君　森　元治郎君
光村　甚助君　大河原一次君
伊藤　顗道君　中村　英男君
大矢　正君　亀田　得治君
近藤　信一君　成瀬　幡治君
小酒井義男君　木村禧八郎君
椿　繁夫君　横川　正市君
久保　等君　岡田　宗司君
加藤シヅエ君　松澤　兼人君
羽生　三七君

国務大臣

内閣総理大臣　佐藤　榮作君
外務大臣　椎名悦三郎君
大蔵大臣　福田　赳夫君
厚生大臣　鈴木　善幸君
農林大臣　坂田　英一君
通商産業大臣　三木　武夫君
運輸大臣　中村　寅太君
自治大臣　永山　忠則君
国務大臣　藤山愛一郎君

政府委員

内閣法制局長官　高辻　正巳君

〔第二十二号参照〕

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月十四日

大蔵委員長　徳永　正利

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民金融公庫の業務の円滑な運営に資するため、理事の定員を一人増加して七人以内とするとともに、監事の権限の規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月十四日

科学技術振興対策特別委員長　秋山　長造

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国内における核原料資源の開発を促進するため、核原料物質開発促進臨時措置法の存続期間をさらに十年間延長し、あわせて若干の条文の整理をしようとするものであつて、妥当なものと認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

第二十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六三六	一	三	上揚	上場
六四一	一	五	収悪	改悪

第二十一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六四八	四	一〇	諸暇	請暇
六五七	三	八	おつり	おつくり
六五九	二	三	執勢	執務
六六五	三	一	外貸	外貨
六六六	二	三	置位	位置

昭和四十一年四月二十八日　参議院会議録第二十五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部　二十五円
（ただし、良質紙は三十円）
（配送料共）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話・東京　五八二　四四一一（大代）